

令和3年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月9日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月9日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
		安心安全課	綾部 健		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療課長	不破 生美
		子ども課	舘林 久美	介護支援課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課	東方 俊樹		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	黒川 康治		
教育委員会事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	伊 藤 俊 一	蟹江の歴史、文化の街作りを問う……………	24
2	三 浦 知 将	成長し続けるまちへ……………	35
3	吉 田 正 昭	通学路や生活道路の安全対策を問う……………	43
4	黒 川 勝 好	“かにあし” 今後の方針は……………	54
5	板 倉 浩 幸	介護保険料・利用料の負担軽減を！……………	61
6	飯 田 雅 広	選挙権18歳引き下げから5年経過、若者の政治参加は 進んでいるか？……………	74
7	安 藤 洋 一	災害に強い町づくりを求む……………	84
8	中 村 英 子	副町長には女性の起用を！……………	96

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和3年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきましても、会議に出席いただいております皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。発言される際には、マスク、もしくはフェースシールドを着用した上、お手元のマイクを適切に使用してご発言をよろしくお願いいたします。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には、暫時休憩といたしまして消毒の措置を取らせていただきますので、皆様にはご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆様は、昼の休憩時に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィー株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がございましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、伊藤俊一議員、三浦知将議員、黒川勝好議員、飯田雅広議員、安藤洋一議員から提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様にお願いがございます。

本日、申請に基づいて、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆様は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようよろしくお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からのお願いでございます。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただきますよう、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりでございます。

日程第1 「一般質問」を行います。

質問1番 伊藤俊一君の「蟹江の歴史、文化の街作りを問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

どうも、どなた様もおはようございます。

久々のトップバッターでございます。緊張しておりますけれども、どうぞ理事者の皆様方、真摯にご答弁を賜りますようお願い申し上げます。

7番の伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「蟹江の歴史、文化の街作り」と題しまして質問をさせていただきます。

横江町長は、16年以上にわたり様々な努力をされ、結果を出してこられました。歴史と文化の町蟹江にふさわしい拠点を、須成の天王橋の西南角に観光交流センター祭人（さいと）を建設され、観光協会を蟹江町役場から観光交流センター祭人（さいと）へ移すという力の入れようでございました。

須成祭が2年続いての新型コロナ禍で中止になったが、地元の関係役員の皆様の苦労は、祭りの開催と同じように苦労があったと聞いております。

横江町長は、計画どおり蟹江川の左岸堤防の改修工事を実行し、右岸堤の改修工事が始まっております。観光交流センターの西隣を駐車場として購入する計画がありまして、12月議会に、この議会に提案されました。観光交流拠点として、一歩ずつ近づいていると思っております。

ユネスコ文化遺産に登録された須成祭には、まだまだ駐車場が不十分であり、駐車場の確保が急務でございます。せっかく国の地方創生拠点整備交付金を活用して観光交流センター建設をいたしました。観光バスが気楽に立ち寄ることができる駐車場がないわけでありませぬ。

また、須成祭が大勢の人が押し寄せてまいりますけれども、集えるスペースが、いわゆる広場が不十分と考えております。

また、重要文化財のある富吉建速神社・八剣社、龍照院から天王橋を渡って、観光交流センター祭人（さいと）への行き交いが多くなってきており、交通量も多く大変危険があるわけでございます。この件につきましては後ほど質問をさせていただきます。

最初の質問でございますけれども、観光交流センター祭人（さいと）が、平成30年5月26日に建設をされまして、令和3年11月までの集客人員と年次別のイベントの数をお聞きをしたいと思っております。

タブレットに配信されておると思っておりますので、皆さんも見ていただいて、答弁のほうをよろしくお願いを申し上げます。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、祭人（さいと）の来館者数について、まずはお答えをさせていただきます。

平成30年度ですけれども、5万51人、自主KPIは1万7,000人でございます。令和元年度5万8,056人、自主KPIは1万6,500人、令和2年度5万2,133人、自主KPIは1万6,000人です。令和3年度ですけれども、申し訳ございませんが10月現在の数値ではござい

ますけれども、3万2,682人、自主KPIは5万人ということでございます。コロナの関係で、令和2年度につきましては、来館者数が減少はしておりますけれども、自主KPIは上回っているというのが実績でございます。

そして、主な関係するイベントでございますけれども、指定事業といたしましては、月1回のマルシェ、そしてレンタサイクルを実施をしております。また、自主事業としまして、カフェや物販スペースの運営、そして、町内鉄道事業者のハイキングイベントの併催イベントなどを実施をしております。

また、地方創生推進交付金事業といたしまして、蟹蟹プロジェクトを令和元年度より年2回開催をしているところでございます。小酒井不木の関連事業としましては、令和2年度に謎解きラリー、令和3年度には謎解きフォトラリーを実施をしているというような状況でございます。

主なものとしては以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ご答弁のとおり、いろいろとイベントもされて、観光交流センターとしては華々しくデビューをしたという状況であると思うわけでございます。そういった中で、これから数々いろいろとご質問させていただきますけれども、真摯に答弁をお願いをしたい、そのように思います。

2点目であります。集客が増えてきているという事実があります。そういった中で、当然、平時の通行量、交通量、それぞれがそこに重なってまいるわけでございますけれども、いわゆる重要文化財のある富吉建速神社・八剣社、龍照院、そういったところから観光交流センターに行き来が当然そういったことで多くなるわけでございますけれども、本当に天王橋を往来するのが大変危険であります。

当然、今の集客を見ますと当たり前のことでありますけれども、そういったことは、交流センターを、建設に当たってある程度当然見通しをつけながら、それだけの交付金を使って大きな事業をされたということについては、やはり危険が伴う天王線、天王橋、これについての危険は当然伴うということの前提に立って、政策推進室長としても当然、最初から提案をされていたんではないか。そういったことが順序立てながら、いよいよその前段で申し上げたような歩道橋をやっぱり造らんと危ないだろうという計画は立てながら、こういった観光交流センターを造り、観光協会を交流センターに役場から移したというような考えがあったのかどうか、全くなかったのか、お答えをお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

まず、現在、当施設につきましては専用駐車場がないということから、徒歩で8分ほどの観光用駐車場をご利用いただき、道中にある信長街道、高砂部屋、龍照院などを通り、来館をしていただく形となっております。

県道須成・七宝・稲沢線の横断及び通行を余儀なくされているということで、ご指摘のとおり、日中においても交通量が多いことから、危険であるという認識はしておるところでございます。現在、歩道橋等の設置につきましては、産業建設部と横断的に協議をしているところでございます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

政策としては、事前にそういったことも考えながら、産業建設部のほうと相談をしておるところですが、ということは、土木の東方君。

○土木農政課長 東方俊樹君

すみません、こちら対象路線のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

こちら、対象となっております路線は、県道須成七宝稲沢線でございます、天王橋も含めまして愛知県が管理をしておるところとなっております。

愛知県のほうに現状の確認をさせていただきまして、実際、歩道橋のみ架けるということの考えはなくて、道路拡幅が伴って初めてこういった対策ができるのかなということが、お答えとしていただきました。現在のところ、当該路線の道路拡幅等の予定は当面ないということでしたので、ご報告させていただきます。

ただし、当該路線は通過車両も多くて歩道もないため、危険を伴う道路であると考えておりますので、今回質問をいただいたこともありますが、安全対策について道路管理者である愛知県に働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

働きかけをしていきたいと。これ交流センターは平成30年にできたんです。それで今、令和の3年終わろうとしとる。こういう中で働きかけをしていくというような段階だということではありますが、その辺については副町長、どう思ってみえるか。

○副町長 河瀬広幸君

議員のご質問の天王橋の歩道橋の設置であります。これは、当然交流センターを建設した時点において、今後のリクエストの中で来場者数も多くなるということが見込まれておりました。私も度々交流センターに行きまして、朝晩含めて交通量を見ておりますが、やはり通過交通も非常に多くて、なかなか大変危険だなということは感じております。

それで、あそこは天王橋の東側に横断歩道が1カ所設置されておりました、普通ですと龍照院のところにおとめになった後、その横断歩道を渡って対岸から祭人（さいと）に向かうか、もしくは右岸のほうから向かうという話になっておりますが、ただ、県のほうもやっぱり歩道橋設置だけではなくて、やっぱり全体の須成七宝線の考え方の中で、整備計画をしたいということを思っておりますので、私どもとしましては、働きかけてはおりますがなかなか

か県独自で難しいと、そんな状況にあるということでございます。それも再度確認はしました。ただ、そういう状況がございますので、今できるだけの安全対策をこれからしっかりと考えていきたいということを思っております。

○7番 伊藤俊一君

しっかりと安全対策を考えると。当然、本当に危ない、事故があつてからでは遅いわけでありまして、歩道橋がすぐできんということであれば、それなりの対策はどんな対策を考えてみえたのかということは、本来は答弁の中であつてもいいように思うわけですが。

これは、最初の観光交流センターを造るに当たって、当然、我々も口を挟まなきゃいかなんだかなと思つて反省はしておりますけれども、政策は推進室ができて、しっかりとやつとつていただけるんで、そういったことは当然考えて、観光の本当に肝になる観光交流センター、町長が幾度もそういった話は掛け声はしながら、中身がついてこなかったということも事実だと思うんだけど、せつかくのいい観光交流センターができて、その前に須成祭がユネスコに世界遺産に登録されたという、そういったことから順々と夢も広がり、現実にそういった施設もできて、駐車場、僅かだけでも確保できて。

先ほども、駐車場の話は、東お宮のほうから信長街道を歩いてそちらへ来る。あんな程度では足らんわけだ。駐車場ももっともっと、黒川室長、そういったことも真剣に考えていただいて。

世界遺産で須成祭だけでもどれだけの集客があるのか。地元としては、本来は世界遺産はあまり喜んでいなかった、登録はできたらしてもらいたくなかったというのが本音なの。それをあえて我々議員としても、町長がその気で頑張つとってくれる、そういった中で、何とかしてでも須成祭をユネスコに登録してもらいたいという思いで今に至つてのわけですよ。

そういったものをますます、こんなことでは危険でしょうがない。祭人（さいと）まで造つてまったのはええけれども、危なくてしょうがないというようなことにならんようにしてほしいという思いで、こんな質問をさせていただいたわけでありまして。

次の質問であります、観光交流センター祭人（さいと）の建設についてお尋ねをいたします。

設計はどこがされたんでしょうかね。私はもう聞いて知っておりますが、あえてお尋ねをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

設計者につきましては、株式会社黒川建築事務所でございます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

黒川建築設計事務所か。私が以前にもこの黒川設計についての話は、以前の須成の幼稚園のことでちょっと一般質問したことがある。ちょっと横着じゃないの、そんな以前に質問を

させてもらった。

今回の設計については、黒川設計が問題であったのかどうなのかは、まだはっきりこれから問いただしていく中で分かってくるとは思いますけれども、黒川設計と建設に携わった業者がどこでございましたか。

○政策推進室長 黒川静一君

建設した業者につきましては、大藤建設株式会社蟹江支店でございます。

○7番 伊藤俊一君

大藤建設の蟹江の店だということで、両者が協力を当然しながら立派な観光交流センターができたわけでございます。この立派な建物はいかほどの予算で造られたんでしょうかね。

○政策推進室長 黒川静一君

金額としましては、入札を行い、1億3,100万円の入札金額でございます。

○7番 伊藤俊一君

入札が1億3,000万円、それで設計料もそこ含まれておるの。設計料、別途ですか。設計料幾らだったの。

○政策推進室長 黒川静一君

すみません、設計料につきましては——すみません、ちょっと手元に資料がございませんので。申し訳ございません。

○7番 伊藤俊一君

大事な設計料が分からんということではありますが、よく調べといてもらうといいんではないかと思えます。

設計料をこれにプラスをすると相当な金額になる。そして、土地そのものは寄付をされている。だから、本来なら2億円かかるところが1億4、5千万円で済んだというようなことだと思いますけれども、やっぱりこれだけの高額なものに真剣に取り組んで管理をしてもらわないかんと思うのが、これからいろいろと質問をさせていただくことでありますけれども。この契約の内容の中に、一番問題は、瑕疵担保責任、これがどういうふうに書かれておるのか、ちょっと教えていただけますか。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、蟹江町公共工事の請負契約約款の第41条に瑕疵担保が出ております。その第1項と第2項を読み上げさせていただきます。

第41条としまして、発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは請負者に対して相当な期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができない。2項としまして、前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、第33条第3項の規定による引き渡しを受けた日から、木造、

簡易舗装、その他これに準ずる工事目的物の場合は1年以内、コンクリート造、石造、金属造、その他これに準ずる工事目的物の場合は2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が請負者または下請負人の故意、または重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。というふうに書いてございます。

○7番 伊藤俊一君

そういうことになっておって、これからが問題だと思いますが、政策推進室長から、いろいろと現地の問題について相談をし、報告を受けた内容を少し見させていただきますけれども、観光交流センターの祭人（さいと）の玄関口に、インターロッキングが敷いてある。平成30年9月頃、祭人（さいと）の指定管理者からエントランスの一部にひび割れが見られると報告を受けた。

建設の施工業者に状況を伝え確認を促したところ、その場所は、身体障害者専用の駐車場として指定している場所であり、高齢者の利用や荷物の搬入出など使用頻度が多くなっているため、インターロッキングが荷重に耐えられない可能性があることを確認したと。現状での身障者用駐車場としての利用に支障がないと判断をし、利用方法の注意を再度、指定管理者に言ったと、黒川政策推進室長からこのような経過報告を受けました。

その後、雨などで砂が流れ出したことで沈み込みが確認されたのが、令和元年12月頃と聞いております。砂入れの補修施工をしてもらった後、5回ほど同様の簡易修理を行ったと聞いておりますが、どれくらいの間隔で5回程度補修をされたのか、その費用はいかほどであったのかお尋ねをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

令和元年の12月から令和3年の2月までの間に、5回ほどの簡易修繕を実施をいたしました。おおよそ3カ月から4カ月ごとに実施をしているということでございます。費用につきましては無料でございます。

○7番 伊藤俊一君

5回ほど補修をした、この30年から5回目補修をしたまでの間隔は、どのくらいの間隔でこれやったの。

○政策推進室長 黒川静一君

30年に開設をして、当初は補修等もなかったんですけども、令和元年の12月から1回目ということで、それから令和3年の2月までの間に5回という補修でございます。

○7番 伊藤俊一君

あのね、これ30年のいつあんたオープンしたか知っとるわな。それですぐあんたひび割れの連絡が入ったんじゃないの。それから5回、いつといつといつに5回やったの。

○政策推進室長 黒川静一君

まず、1回目が令和元年の12月、2回目が令和2年の3月、3回目が6月、4回目が12月、

5回目が令和3年の2月というような状況でございます。

○7番 伊藤俊一君

そんなに多額を投じて、そんな何度も何度も補修をせにやいかんて、そんな仕事って大藤がやったの。それでいいと言って黒川設計が許可をしたわけか。そこをやっぱりあんたしっかりと答弁しなきゃいかんじゃないの。それで費用はどうしたの、それ、当然サービスだわな。

○政策推進室長 黒川静一君

費用につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、無料でございます。

実際には、設計に準じて工事者のほうは実施をしておるとい、そういうところでございます。

○7番 伊藤俊一君

ということは、当然、無料でそのことはやらないかんのだけれども、設計が不備だったからそういう工事になったのか、設計どおり工事をやったけれども、工事がずさんだったでそうになったのか、どっちだね、それは。

○政策推進室長 黒川静一君

設計につきましては、こちらのほうのお願いした設計というふうになっております。業者のほうもその設計に基づいて実施をしていただいております。町としましては、当初の設計では歩道や駐車場、エントランスのにぎわいというような、にぎわい創出というような場所ということで計画をその場所をしておりました。途中で、身障者スペースの検討をいたしまして、身障者の利用はそれほど多くないのではないのかというふうに捉えて、一時的にとめるということであれば、運用の中でカバーできるのではないのかというふうを考えて、身障者の駐車場のマークをつけさせていただいた次第でございます。

○7番 伊藤俊一君

だんだん時間なくなってきたでね、あれだけれども。身障者の車をとめる、それと入搬出を当然したというようなことでそういう問題が起きた。そんなことであんた誰が納得するの。それはまた後ほど時間があつたらやりますけれども。

私が現地に行って、なぜそういう話になったかという、蹴つまずいてまった、転びそうになった、まだそれがつい最近の話だ。そういうことがあつて、これはどうしてこんな状況になっておるんだというようなことで、政策推進室長に連絡を取って、こんなことじゃいかんで早く直さなあかんと、障害者の駐車場として使っておるのに、そこがあんたべこべこになって、障害者がそんなところ歩けるわけがない。私でもあんた転びそうになって蹴つまずいてまった。そんな状況で長いことほかってあつた、これが問題なんだ。それからお金の問題発生するんだけれども、やっぱりそんなに長い間5回も修理をしながら、それから長い年月どれだけほかってあつたか知らんがべこべこになつとる。そういう状況であつたわけで、

それを政策の担当者として見て見ぬふりをしながら時の過ぎるのを待っていると、そんなばかげた観光交流センターが自慢のできるセンターかね。副町長は知っておったの、それ。

○副町長 河瀬広幸君

今の事象については、伊藤議員の質問、それから政策推進室長の答弁したとおりであります。

私も、大変申し訳ございません、この事象を聞いたのはわかりかし最近のことです。今回のことについて、祭人（さいと）の利用者、そして伊藤議員にも大変ご心配をおかけしております。

本来、やっぱりエントランスの舗装でありますので、やっぱり自動車の駐車スペースとしては非常に不向きであるということがありましたので、身障者の臨時の駐車場として頻度なるべく少なくするような利用形態で使っていたという報告は受けております。

ただ、やっぱり舗装厚が少ないことでありますので、祭人（さいと）の利用があれだけ増えてきますと、やっぱりいろんな車も出入りしますし、なかなか耐え切れない部分があったのかなということを感じたわけです。

今回の修繕は、大変申し訳ございません、なかなか予算ございませんでしたので、若干舗装厚に耐えるような修繕は今準備しているということをお聞きしておりますが、いずれにしろ、今回もともと祭人（さいと）の設置の段階で、駐車場スペースがないという根本的な原因がありましたので、私ども指定管理者の中では、その駐車場のスペースについては、できるだけコーン等を置いて、常時使うのではなくて身障者、もしくは荷物の搬入用を主体として使えるような合意形成ができていたというふうに思っておりますが、ただ、残念ながら時の経過とともに報告、連絡、相談の中で不十分であったと、そんなことを反省点として思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

不十分過ぎるわな、これは。みっともないって本当に。私も地元の議員として恥ずかしいよ。あまり近いあまり行かなんだのが一番いかんなと思っておるんだけど。何年もほかってあって障害者が苦勞しておった、障害者の人からないと言われた。伊藤先生転びかけたね、わしらは転ぶどころじゃない、そこへ行けえせんと、それでもあんたそのまま使わせとったんだから。そういうことは知って今の答弁だと思うならとんでもない話だ。

もう、その辺を政策の黒川室長も上司にもっと報告せなあかん。どういう状況であつてどうだと。まだこの間大工事をやる前まで、そのまま使わせとったんだ。僕は写真は撮って持っとるけれども、今日はあえてあまりみっともない写真は見せたくなかった。もうすごいよ、凸凹で。そんなところへ障害者の専用の駐車場なんてとんでもない話だ。それで、そういう人たちが使う程度だから大丈夫だなんて、どういう設計して、どういう建設をしたんだ。こ

それを徹底的に検証して後で報告してほしい。だんだん時間なくなってきてしまった。まだまだようけあるんだけど半分以上も進んどりゃせん。

これ、町長にちょっと聞きたい。横江町長は、人づくり、夢づくり、まちづくりに向けて5期目のスタートを切られて半年たちました。フットワークのよさ、本当にこれはすばらしいものがあると思っております。しかし、目の届かんところがどうしても、今の話じゃないけれどもあるということが浮き彫りになったということでもありますけれども、観光の目玉、これ肝だといつも言っておいでになりますけれども、今、この問題にしております観光交流センター祭人（さいと）は、どのような観光交流センター祭人（さいと）に対して管理運営を、横江町長、どのようにしてみるのかお尋ねをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

まずは、伊藤議員からご指摘をいただきましたこと、責任者として深くおわびを申し上げます。

観光交流センター祭人（さいと）を造るに当たりまして、議員各位には大変ご協力をいただき、今現在順調に、コロナ禍ではありますけれどもスタートをし、船出をしておるわけにありますけれども、小さなことにつきまして、いろいろ不具合があることも十分承知おきしております。このことにつきましてはっきりと検証し、二度とこのようなことがないように、皆様方にお話をしたいなというふうに考えてございますので、まずもっておわびを申し上げます。

4年前でありますけれども、観光交流センター祭人（さいと）にありますあの土地の地権者の方から、寄付採納の申し入れがございました。これは私に個人的にある活動をしているときに、よもやま話の中であつたわけでありまして、そのときは信憑性がどうなんだということについては確信はしていなかったわけでありまして、直接お母さんと一緒におみえになりまして、正式にこの土地を地域の活性化のために、特に須成地区のボトムアップのために使っていただけないかということの依頼を受け、いろいろ考えた末、観光交流センター祭人（さいと）、いわゆる私の10Kの政策の中のトップであります観光というものを前面に出すということで、特に須成祭、古きよき伝統、文化、歴史のあるこの地域に建てることに意義があるんじゃないか。ただし、そのときに駐車場の有無だとか交通量の問題については、若干深く考えていなかった部分があるかもしれません。そのことについては本当に申し訳なく思っております。

ただ、先ほど言いました目標数値のKPIについては、非常に上向きに今進んでおります。この観光交流センター祭人（さいと）を、今現在、蟹江町の施設ではありますけれども、議員ご存じのように民間の方に今委ねてございます。指定管理という形で、初めて民間の方に指定事業、実施事業、蟹江町の仕事も一緒にやっていただいて、全体が盛り上がるようなそ

んな施策をやっておりますし、これからも施策を盛り上げていきたいというふうに思っております。

今日指摘をいただいたこと、しっかりと胸に受け止めて今後も頑張ってやってまいりたいとともに、蟹江町はすばらしい歴史、伝統、文化があるんだよ、その中心はあの地域だよということをしっかりとアピールをしていながら、皆さんに訴えをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○7番 伊藤俊一君

お互いにね、全部が全部目が届くというようなことは難しいかと思えますけれども、これは本当に、お互いに責任を持ちながら、やっぱり連携を取って連絡を密にしながらやらなきゃいかん。

我々、須成の区に3人おりますけれども、3人とも知らなかった。こんな恥ずかしいことにやあわね。だけれども、黙っとたらもう予算も通って、工事も終わってしまって、何にも知らん状況で済んでいるわけ。これこそ我々議員の仕事をおろそかにしているということでもありますし、担当部署の担当者が、本当に議会をなめとるということ以外言いようがない。

最後に、前段でも申し上げましたけれども、このユネスコ文化遺産に登録された須成祭に対する駐車場、このスペースがどうしても足らんということについて、もっとこの観光交流センター、これと同じですよ、同じように活用しながら十分な集える場所を造っていただくとありがたい。それでないと危険の回避ができない、危険過ぎるといことでありますので、そういったことについても十分に配慮をいただいて、歩道橋ができなければできないで、すぐ橋の架け替えのときには当然、そういったことは十分配慮はいただけないかんのだけれども、今現在、できなければできんような対策を至急に立てていただいて、報告がいただきたい。本当に危険ですよ。車が擦れ違うだけでも危険なんだで、そこをこれだけの一番最初の報告のとおり的人数が出入りしたらどういうことになる。そういうことを全く考えずに、この交流祭人（さいと）ができたということになってしまう。そういうことにならんようにひとつ考えてお願いをしたい。

時間が来ましたので、この辺で終わりますけれども、とにかくこういった本当に不祥事の上の不祥事と言わざるを得ないようなことのないように、しっかりと管理監督をしていただきたいとお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで、ふるさと振興課長、土木農政課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時51分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時55分)

○議長 佐藤 茂君

質問2番 三浦知将君の「成長し続けるまちへ」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○2番 三浦知将君

皆様、おはようございます。2番 三浦知将でございます。

まずもって、新型コロナウイルスでお亡くなりになった方々、そしてご家族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げるとともに、また、まだ新型コロナウイルスで闘っている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、感染対策に協力していただいている町民や事業者、行政の皆様、そして医療、介護、保健の現場を支えている皆様に深く感謝を申し上げます。

今般、日本においては、新型コロナウイルスは落ち着いている状況ではありますが、最近ではオミクロン株という新しい変異株の発見により、不安に思われている方々もいらっしゃると思います。情報が錯綜してしまうかもしれませんが、町民や事業者、行政の皆様、医療、介護、保健の現場を支えている皆様、引き続き感染対策のご協力よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って質問させていただきます。理事者の皆様、本日もよろしくお願いいたします。

私は現在38歳で、蟹江町の町議会議員としては最年少であります。だからこそ、若い世代の代弁者としても、蟹江町の将来に向けての様々な課題について取り組んでいきます。前回の一般質問では、将来の蟹江町の財政に関わってくる人口と税収について質問させていただきました。これからも長期的に様々な課題に取り組み、10年後、20年後、30年後、さらにその先までのことを考えて議員活動をしていきます。

先日の岸田首相の所信表明演説の中で、成長と分配の好循環の話がありました。蟹江町としても同じことが言えます。常に町の成長を考えていかなければなりません。そして、町が成長した結果、町民の皆様に分配し、またさらに次の成長を考えていかなければなりません。成長と分配を繰り返して町が成長し続けることが、おのこのの幸せが実現することだと思います。

ただ、何をもって成長と言えるのでしょうか。漠然と抽象的に成長したかどうかを感じるのではなく、目標値を数値化し、それを達成することではっきりとした成長と言えるのでしょうか。数字は客観性があり、誰の目から見ても明らかです。どの事業においてもまずは計画を立て、目標数字を設定し、行動し、継続させ、経過や結果の検証を行います。

その繰り返しが町の成長につながるのだと思います。

ただ、根拠のない現実的に不可能な目標設定では意味がありません。そのためには綿密に計画をし、目標設定することが必要になってきます。

蟹江町におかれましても、蟹江町の将来のために、現在、第5次蟹江町総合計画が策定されています。そこで、まず蟹江町総合計画について質問させていただきます。

第5次蟹江町総合計画は、どのような手法で策定されましたでしょうか。例えば、町民から話を聞き取りをすることや、ほかの自治体を参考にすること、専門家の意見を取り入れたりしましたでしょうか。また、町民から聞き取りをする場合、どのタイミングでどのように行っていますでしょうか。専門家の意見を取り入れる場合もどのように行っているでしょうか。よろしくお願いします。

○政策推進室長 黒川静一君

第5次の蟹江町総合計画の策定につきましては、町長の諮問機関である総合計画審議会を中心として、様々な会議、ワーキング、ワークショップ、団体ヒアリングやパブリックコメントなどを開催をし、実施をしました。

町民の皆様や、学識経験者などの様々な視点からご意見をいただき、計画に反映できるように取り組んでまいりました。

また、計画策定の基礎調査といたしまして、18歳以上の町民、中学生、外国人を対象としたアンケート調査を実施をし、町民の皆様が、町のまちづくりや住みやすさなどについてどのように感じているのかをお聞きをしております。

さらに、基本構想や重点戦略、分野別の計画の各案を調整する段階におきまして、町民の皆様から公募したかにえミライ会議や、町内の様々な分野に活躍をされてみえます団体に、団体ヒアリングを実施をし、計画に反映できるよう取り組んでおります。

総合計画審議会には、大学教授などの学識経験者や議員の皆様、各種団体の代表者の方々に委員をお願いをいたしまして、専門的知見を踏まえた意見の聴取を行い、計画に反映できるように取り組んでまいりました。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

蟹江町のために様々な手法で総合計画を策定されたと思いますが、引き続きたくさん意見を聞いていただいて、取り入れて、活発に協議、審議をしていただき、人ごとにならず常に蟹江町の町民の皆様や蟹江町のためにもよろしくお願いいたします。

それでは、次に質問させていただきます。

第5次蟹江町総合計画では、人口の総数を目標設定としていますが、一番の問題は若者の人口減少だと思います。ここで若者は40歳未満であると定義します。

まずは、こちらのグラフをご覧ください。

2021年における蟹江町と日進市の人口構成を表した図になります。そして、2045年の人口構成図もご覧ください。

このグラフに関しては、民間の調査会社が作成したものになりますが、予測としては大きく外れることはないと思います。

このグラフからお分かりになるとと思いますが、蟹江町の若者の人口は、2045年になると2021年に比べて全体的に少なくなっています。計算をしますと、2021年においては蟹江町の若者の人口は39.72%、日進市は45.48%、2045年においては、蟹江町の若者の人口は34.71%、日進市は40.94%となります。ともに減少していますが、日進市は40%以上が若者で構成されています。

人口の総数が減少しても、若者の人口が大きく減少しなければ問題ないかもしれません。以前の一般質問で、生産年齢人口の減少について質問させていただきました。それに加えて、この若者の人口減少についてどのように思われますか。また、現状の対策やこれからの対策はお考えでしょうか。具体的に教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○政策推進室長 黒川静一君

若者、特に生産年齢人口の減少ということで、減少することによりまして、国内需要の減少による経済規模の縮小、そして労働力の不足、地域コミュニティーの機能の低下、税収減による行政サービス水準の低下などといったようなことが懸念をされております。

若者の人口減少は、基礎自治体にとって対処すべき大きな課題というふうに捉えております。結婚、出産世代の転入促進、転出防止を図ることが重要であるというふうに考えまして、第5次蟹江町総合計画では、重点戦略に第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置づけ、子育て世代を中心に、また、今住んでいる人たちを大切にしながら定住を推進する、人口を減らさない施策を現在進めているところでございます。

以上です。

○2番 三浦知将君

今はちょっと具体的には政策とかはないんでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

具体的には、特に結婚、出産、子育て等の希望をかなえるような施策というようなことで、いろいろな特色のある施策のほうを実施をしておりますけれども、特に今ですと、妊娠から出産、育児を継続的にサポートをし、安心して子育てができるような環境を整えるために、プレママサロンの開催事業等を実施をしております。こちらのほうはにこにこママネットワークのほうにご協力等をいただきまして実施をしておる事業で、近隣の市町村でも見られないような施策であるというふうに考えております。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

またいろいろと、数字とかそれについてはまた質問させていただきたいと思います。

続きまして、第5次蟹江町総合計画の32ページに記載がありますが、基本戦略に、地域へ呼び込む、つながり・魅力づくりにおいて、20歳以上49歳未満の町外からの年間転入超過者は、令和2年におきまして39人が流出しております。それに対して、令和7年には60人の増加を目標としています。

さらには、総合計画の36ページに記載の基本戦略3、結婚・出産・子育ての希望をかなえ応援する地域づくりにおいては、年間の出生数は、令和2年におきましては319人、令和7年には330人と目標になっております。

転入者の増加は60人と設定されており、出生数は11人増加させるという目標となっておりますが、大きく増えているようには思えません。抜本的に人口の構成を改善できないと思いますが、いかがでしょうか。これに対して現状はどのような対策をしているのでしょうか、お願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

ご指摘をいただきましたとおり、これらの目標値を達成をいたしましても、人口の構成値の抜本的な改善はまだ見られないというふうに考えております。出生数につきましては、妊娠の適齢期と考えられます20代、30代の男性、女性の人口が減少していることや、また、同世代の既婚率の低下傾向、そういったこともございまして、少しでも増加に転じられるように、現在、重点戦略である第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策に取り組んでいるところでございます。

基本戦略の2番の、地域へ呼び込む、つながり・魅力づくりの数値目標であります、20歳以上から49歳未満の町外からの年間転入超過者数を、令和7年に60人というふうに目標をいたしましたので、それを達成するため、今後は転入促進の事業、シティプロモーションとしまして、当町の暮らしやすさに特化をいたしました、デジタルガイドブックの作成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

当町の情報やデジタルガイドブックの情報を集約して、転入促進に特化したウェブサイトを構築をしまして、ユーチューブやデジタルサイネージでそちらのほうを周知をしていきたいというふうに考えております。

また、基本戦略の3番の結婚・出産・子育ての希望をかなえ応援する地域づくりについては、実際には合計13の事業を掲載をしておりますけれども、町としましては今、忙しい子育て中のお母さん、お父さん、そういった方が手軽に利用できるように、町独自の子育ての応援アプリ、蟹江町子育て応援ナビ「かにっこ」というのを令和2年10月から稼働しておりますけれども、12月6日現在で358名の方が登録をして、利用をいただいております。

また、本町の特色ある取り組みとしましては、外国人のお子様等を対象といたしましたプレスクール事業等を、近隣の市町村に先駆けて実施をしてきた経緯があります。また、平成30年度からは学習支援事業にも取り組んで、そういった皆様に対しても支援をしているところでございます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

私の周り、20代、30代、40代の方の話を聞いていますと、やっぱり20代から40代の子育て世代は仕事や育児で大変忙しくされています。その中で、情報がありふれている中で、本当に欲しい情報を取捨選択することが難しい状況ではありますが、やはり皆様、一般的にはありますが、課題に直面しない限りなかなか人は動かないと思います。潜在化している課題に関しては気づかないことが大半ですし、もしかしたらそのまま気づかずやり過ごしてしまうのかもしれない。

だからこそ、蟹江町としてもうまく有益な情報を発信して、蟹江町の町民の皆様に限らず、町外の方々にも受け取っていただいて、総合計画に記載のと通りの数字以上の成果を出せるよう、蟹江町に転入を促すようお願いいたします。そうすれば、蟹江町に定着していただいて、おのずと出生数も増加することと思います。

そこで、またちょっと質問させていただきます。私は、蟹江町がよりよいまちに成長するためには、人口の増加は必要だと思っています。そして、以前の一般質問で町長が、区画整理が人口増加の起爆剤になるとお話をされた記憶があります。区画整理事業で検討されています富吉駅南の市街化事業の進捗状況はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、富吉南地区の市街化事業の進捗状況ということで、お答えをさせていただきます。

まず、区画整理事業ということを実施する前には、市街化調整区域を市街化区域に編入するという必要がございます。そのための今事前協議を関係機関と行っているところでございます。この事前協議が終了しましたら、都市計画決定の手続きを経て、令和5年中の市街化編入を目指して今進めておるところでございます。

また、組合の設立認可申請に必要となります事業計画の案の検討を、併せて行っておるところでございます。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

区画整理においては長年年月がかかるとお思いますので、一日でも早い計画を立てられて、

そしてどのような事業になっていくか楽しみにしておりますので、また計画が立てられましたら詳しくお聞きしたいと思えます。

また質問させていただきます。蟹江町は、利便性が高いまちでありながら人口が増えない理由は、蟹江町全体が浸水エリアであることも一因と考えられます。配布されましたハザードマップ上、富吉南の地域におきましても、浸水の深さが3メートル以上になっている地域も多くあり、2階建ての建物であっても水が浸水する可能性が高いです。浸水災害時、一般的な住宅は2階建てであることが多いため、垂直避難することは困難だと思えます。そのような要因により、交通の利便性の高い地域でも居住する地域として適しないと思われ、敬遠されてしまうことはあるのではないのでしょうか。

富吉南の区画整理事業において、全てを住宅地域にするのではなく、住宅以外の施設で構成される地域も検討してみることはいかがでしょうか。それによっては、富吉地域にとって人口増加の期待は少なくなってしまうますが、町全体としての活性化は期待することができるのではないのでしょうか。何か構想があれば教えていただくと幸いです。お願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

まず、区画整理事業を行うに当たりましては、この区域内には公園ですとか、治水対策として調整池のほうを整備を行います。今回の富吉南地区につきましては、実際に既に避難場所となっております希望の丘広場を活用するとともに、今回の区画整理事業の中におきましては、水害時には緊急避難場所となっただけのような生活利便施設ですとか、分譲マンションの誘致を検討しておるところでございます。

また、戸建て住宅におきましても、その土地を盛土するなど、浸水深を低減する方法を検討しておるところでございます。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

町全体の活性化や防災といった観点から、様々な検討をしていただき、それでもまた住宅地域にするということであれば仕方ありませんが、また一度検討のほどよろしく願いいたします。

また、蟹江町をよりよい町にするため、私たちはまちづくりをし続けなければなりません。まちづくりをするに当たり、現に住んでいる町民の皆様のご意見を聞いたり、経験豊富な専門家の意見を取り入れることなど、そのあたりはまちづくりにおいてお考えはあるのでしょうか。お願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

蟹江町をよりよい町にするためには、町民の皆様や専門家のご意見を頂戴することは、非常に重要であるというふうに認識をしております。

第5次蟹江町総合計画をはじめとした各種計画策定の際に、また、施策を立案した場合は、毎年施策の進捗状況の確認と効果の検証を実施しております。検証の際は、大学の教授などの学識経験者や住民代表の方などに委員をお願いをしまして、様々な角度からご意見をいただいております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、まちづくりにおいても蟹江町総合計画の策定と同じように、ヒアリングしたり定期的な会議を行ったり、専門家、有識者を入れたりするということですね。では引き続き、そのようにまちづくりしていただけるよう、お願いいたします。

そして、最後に質問をさせてください。横江町長にお願いします。横江町長の考える蟹江町のアピールポイントやビジョン、そして20年後、30年後にはどのようなまちを目標にしているか、教えていただければと思います。お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

答弁漏れ等々ございましたら、ご指摘をいただくとありがたいと思います。また、あまり長い答弁も嫌われる方もおみえになりますので、簡潔明瞭にお話をしたいと思います。

まず1つ、この蟹江町第5次総合計画のキャッチフレーズもありました、議員各位にはいろいろご審議をいただき、「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江(まち)」、ちょっと違うんじゃないのという違和感を感じられた方もあるかも知れませんが、粋な蟹江(まち)ということを使ったのは、これはやっぱり歴史と伝統、そして文化が漂う蟹江町だからこそ使わせていただきました。

明治22年、西暦1889年に町制施行を行いました最も古い町として、愛知県の中で、54市町村あるわけでありましてけれども、その感覚をしっかりとこの先ずっと伝えていきたいがために、皆様のご意見をいただき、ワークショップでも、そして職員の中からもこの文字を選ばせていただきました。

もとよりこの地域は、先ほど三浦議員ご指摘いただいたように、海拔ゼロメートル以下の地帯であります。海部郡4市2町1村を含めた地域、稲沢も含めてでありますけれども、この海部津島地域は、大変水の運行の盛んなところでありました。それがゆえに水の被害で大変苦勞した地域でもあります。それを先人の力で堤防の強化、それから排水機の維持、管理、新設、それをやってきたことによって、人が良好に住めるような状況をつくっていただいたのも事実であります。このことについては、この先もしっかりと受け継いでいかなきゃいけないし、生活のいろいろな糧として、また皆様の中にしっかりと植え付けていかなきゃいけないことだというふうに思っています。

三浦議員おっしゃるように、前もたしか別の議員の方から、20年後、30年後といったときに私はちょっと軽はずみな答えをしてしまいましたが、20年後、30年後のことは分からんねなんてことは言うつもりはありませんが、ただ、若い方が、先ほどおっしゃったように、定住していただけるようないろんな施策は、いろんな自治体で出しているのは事実であります。大変厳しいものがあるというふうに思っています。

ちょうど成人式のときにいつも思うんですけれども、昨年の出生数は、じゃ、何人だったか、日本全国で100万人を切っているわけでありまして。このことについて、非常に我々危機感を感じております。我々のときはほぼ200万人に近い新生児が産まれた時代に我々は育っております。第2次ベビーブームではありません、もうちょっと後ですけどもね。

そんな中で、この20年後の若い力が、じゃ、どうなるんだろう。そうなれば当然、移民の問題だとかいろんなことがこれから来ると思っています。蟹江町も第4次総合計画、第5次総合計画の人口目標は3万8,000人でありまして。その中身のこともこれからはしっかりと精査をしながら、まちづくりを進めていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、当蟹江町、名古屋から西に交通機関で本当に30分以内で、電車で行けば、自動車で行けば10分以内に来られるところですね。ですから、適度な自然が残り、環境が残り、住みやすい、そして働きやすい場所がすぐそばにあるということで、この利便、地便を生かしてこれからやっていかなきゃいけないのかな、こんなことを思っています。

まさに若い力と、そして経験豊富な高齢者の方と一緒にあって、新たなまちづくり、そして今までつくってきたことの継承をやるべきだというふうに思っておりますので、また一つ一つご指摘ございましたら、ご意見いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 三浦知将君

町長、ありがとうございます。

年々、出生数が全国的に減っているというのは明らかでありますし、蟹江町においても同じことが言えます。ただ、蟹江町が魅力あるまちであることには間違いのないと思います。それを生かすかどうかは、私たち次第だと思います。

私たちは、まちづくりに関わる人々の一人一人の意識が重要となり、そこから町民の皆様をはじめ、事業者や行政の皆様の協力があってまちはつくられていきます。ただ、私の一人の力ではたかが知れています。だからこそ、みんなで協力していけば大きなことも成し遂げられると思います。まだまだ蟹江町は成長できます。

私的にはなりますが、過去から学び、今日のために生きて、未来に対して希望を持つというように、失敗したら反省し、原因を追究し、理想的な未来のために今を生きることを心がけ日々を全うしています。まちづくりにおいても同じことが言えるのではないのでしょうか。

全国のまちづくりも、5年、10年と成果を残すことは難しいかもしれません。すぐに結果を求められることも多々ありますが、くじけずやっっていくしかありません。20年、30年、もしかしたら50年と継続的に事業を行っていき、ようやく成果が出ることもあると思います。もちろん、早い成果が出ることにこしたことはありません。

そして、絶対忘れてはいけないことがあります。何のために蟹江町は成長し続けなければならないかです。それは、蟹江町の理想的な未来のためです。理想的な未来とは、蟹江町の町民や蟹江町に関わる方々が幸せだと感じることでと思っています。私たちや私たちの家族、事業者、行政の皆様、関わる方全員です。これからも時代の変化により課題も変化し、その都度、課題を解決していかなければなりません。やはり課題を解決するにしても、何のためという目的を忘れてはいけません。だからこそ、私たち議員も含めて行政の皆様におかれましても、町民の皆様の声に耳を傾けていただきますようお願い申し上げます。

私としても、蟹江町のことをより学び、知識、経験を増やし、蟹江町のために行動していきます。よりよいまちを目指し、蟹江町が成長し続け、町民の皆様の幸せのために貢献していきます。

それでは、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで産業建設部次長兼まちづくり推進課長の退席と、子ども課長、土木農政課長、安心安全課長の入場を許可いたします。上下水道部次長兼水道課長は席を移動していただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時29分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 佐藤 茂君

質問3番 吉田正昭君の「通学路や生活道路の安全対策を問う」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へよろしく願いします。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

議長の許可を得ましたので、「通学路や生活道路の安全対策を問う」を質問させていただきます。

蟹江町では、生活道路として狭い地域が多いです。その狭い道路を通学路として利用しています。小学生の歩行中の通行目的別の死者、重傷者のデータがあります。警察庁が平成28

年から令和2年までまとめたデータによれば、小学生の登校・下校中、そして遊戯・訪問中の事故の割合が非常に高い数字が示されております。そして、登下校の折には地域のボランティアの方々が、交差点等で児童や生徒を事故から守ろうと見回りしておられます。また、児童を送り迎えしてみえる方もみえます。感謝申し上げたいと思います。

そこで、まず道路等、通学路としてお聞きしたいと思います。最初にお聞きしたいのは、通学路の安全対策は教育課が担当するのか、安心安全課か、道路を管理する土木農政課か、どこが通学路の安全対策に責任を持つかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

ご質問のありました、通学路の安全対策につきましては、教育課や学校のみではそれを担保することは難しいため、関係機関である安心安全課や土木農政課などと連携し、児童生徒が安心して登下校することができるよう努めているところであります。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

そうですね。通学路等は教育課が決めるかと思いますが、やはりそれに対する道路というのは安心安全課、そして管理する土木農政課ということで、3者が責任持っていていただくということ、それは非常にいいことかと思えます。

そこで、次の質問です。通学路の安全対策会議についてはどうなっておりますか。お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に、各小学校の通学路について、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して、緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議しました。継続した通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年2月に連携体制を構築し、蟹江町通学路交通安全プログラムを策定しました。

取り組み方針としましては、3年間で1周期として、点検及び対策のPDCAサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っております。

平成27年度から29年度の第1周期におきましては、横断歩道、グリーンベルト、道路標識の設置などを合計25カ所行いました。平成30年度から令和2年度の第2周期につきましては28カ所、それから、令和3年度から令和5年度の第3周期には27カ所を予定しております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

いろいろ取り組んでみえるということはいくぶん分かりました。

ところで、私の思ったところ、身近なところをお聞きしますと、蟹江中学校の西側の道路、都市計画道路七宝蟹江線ですが、現在は車道は2車線、そして両側に歩道がついています。その歩道が非常に狭いです。この歩道の幅員は私が測ったところ約1.4メートルです。そこでお聞きしますが、歩道の定義はありますでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

歩道の定義についてお答えをさせていただきます。

道路の構造の基準を示した道路構造令によりますと、歩道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他道路にあっては2メートル以上とするものということを示してございます。

ただし、この都市計画道路七宝蟹江線、町道東郊線なんですけど、こちらが整備された当時は旧基準でございまして、現況法上歩道が狭い状況であるということになります。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

もう一つ、通学路とは違いますが、国道から近鉄蟹江駅に通じる道路の一方通行の県道があります。県道の歩道の幅員は約1.5メートルです。車道の幅員は約6メートルありますが、この道路は通勤に使われている人が多いです。一方通行ですので、道路を狭くして歩道を広げることはできないのか、お聞きします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、県道境政成新田蟹江線の件でご答弁させていただきます。

こちら、愛知県が管理する道路でございまして、道路の幅員のみ考えるのであれば、一方通行である1車線でございますので、歩道拡幅は可能であると考えられます。

愛知県に確認しましたところ、今年度実施しました通学路の緊急点検におきまして、当該箇所は危険箇所として上がってはおりませんで、対策が必要な箇所とは認識されておられません。よって、整備する予定もないということをお聞きしております。

今後は、通学路交通安全プログラムに位置づけられまして、地域の総意が得られる状況となれば検討していくことになることと思います。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

蟹江町は全体的に歩道が狭いし、きちっと縁石で分けられている歩道も非常に狭いです。やはりどういふんですか、旧でいけば1.5メートルあればいいとかいうようなお話ですが、やはり現状では、もう合ってきていないように思うんですね。一度点検等していただいて、町道であれば町が整備する方法もあるのじゃないかなと思いますし、県道であれば、やはり状況によって県に強く働きかけるということも必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどからの東郊線や県道の歩道の話ということで、確かに旧基準でございまして、現在ではかなり狭いような状況となっております。今後、再整備するに当たっては、新基準の3.5とか2メートルの歩道幅員を確保するような整備になるかと思いますが、それでもやはり実際、危険なところもございますので、町道ならば町として再整備の計画を立てる等、あと県道であれば丁寧に要望するなど、そういう働きかけは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

よろしくお願ひします。

それでは、通学路についてなんですが、先ほどの東郊線の話になると思ひますが、蟹江中学校の西側の道路です。この道路なんですが、歩道、要は自転車通学の生徒たちがここを使っているわけですが、蟹江町における自転車通学の範囲、そして人数、また全生徒に占める割合は現在どのぐらいでしょうか。お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

蟹江中学校の生徒数でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

蟹江中学校の自転車通学の対象となっている生徒数は、全部で223名、全校生徒が530名いますので、約4割の生徒が自転車通学をしていることになります。

自転車通学の範囲としましては、蟹江小学校区がJR関西線から県道弥富名古屋線までの地域、舟入小学校区は月見橋より南側の地域、新蟹江小学校区は全域となっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

思った以上に自転車通学の生徒が多いのかなという印象を受けました。

この自転車通学に対する学校側の安全対策等はどのように、要は指導ですよ、指導等々年に何回してみえるのか、そのようなことはしてみえるのでしょうか。お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

生徒たちには、歩行者は右側、自転車は左側といった基本的な交通ルールの徹底、必ず横断歩道を渡ることなどの通学の安全について、全校朝礼、学年集会、学級指導などを通して啓発をしております。また、毎年4月に、蟹江警察署から署員の方を招きまして、交通安全教室を開催しております。新たに自転車通学を行います新1年生を中心に、交通事故に巻き込まれない運転の仕方などを中心に講習会を実施しております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうですね。事故があるとやはり皆さんに非常に迷惑がかかると思いますので、ぜひとも通学路における事故はなくしていただきたいと思います。

それで、先ほどお聞きした蟹江中学校から南に延びる歩道、これはやはり先ほどからお話ししているように大変狭いですよね。そして、ここを自転車通学と徒歩通学、そして一般の人も時間帯によって3者が利用するような形になるようなことがあると思います。ここは、そうなりますと非常に危険に思いますが、この道路の管理者ですね、管理者としてこの狭い道路は危険という認識はなかったのでしょうか。お聞きします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうからお答えさせていただきます。

確かに本当に非常に歩道が狭いということで、現地に行けばやっぱりその3者が集まるようなときになれば非常に危険かなというのは認識はしております。

ただ、あそこの道路につきましても、今後まだ改善の予定が今のところございませんので、もし今再整備をするようなことがあれば、ある程度そういうものも確保したような整備計画を立てていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

そうですね。ここは朝なんかは非常に危険じゃないかなというふうに思っていますし、自動車の交通量も非常に多い道路というふうに私も認識しておりますので、やはり行政側もその辺は考えていただきたい。

それに関連しまして、この道路なんですけど、都市計画道路に入っていますよね。現時点では、都市計画道路のこの道路の拡張はないようですから、都市計画道路としての位置づけはもうないものと私は解釈しております。そこで、先ほどからお聞きしている、くどいようですがこの歩道の、その計画道路がなければ、多分計画道路の実施のときに整備されるかなというふうに考えてみえたと思うんですが、やはり現時点で危険であれば、危なければ、歩道の拡幅が最優先されるべきではないかと思いますが、どのように考えますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、ご答弁させていただきます。

こちらの都市計画道路、七宝蟹江線となりまして、都市計画決定がされておるところでございますが、こちらが都市計画が決定されている以上、その計画に伴って整備をしていく必要があるというふうに考えておりまして、たとえ暫定的に歩道を拡幅するということであっても、町単独での整備ということは非常に困難であるというふうに思っておりますので、国費等を活用しながら、都市計画道路として整備をしていくべきだというような考えを持っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

蟹江町における都市計画道路というのは、私が思うに計画、地図上に線が入っただけで、都市計画道路の計画としては意味がないんじゃないかなというふうに考えております。区画整理事業をすれば、それなりにその地域に入っている都市計画道路は広がるかもしれませんが、昔からの市街地であればほとんど都市計画道路、拡張の意味がなさない。ただ、今回、JRから南のほうですか、あそこは何かJRの駅の整備に併せてされるそうですが、それ以外、都市計画道路として整備をしたということがないように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

都市計画道路の整備についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問にあるとおり、蟹江町内の都市計画道路につきましては、区画整理事業などに併せて整備をされているのが主な道路でございます。都市計画道路自体を単体で整備するという事は、なかなか正直困難な状況ではございます。

そんな中でも、少しずつ用地を確保しながら、できるところから交差点改良や道路の拡幅のほう行ってございますので、あくまでも都市計画はまちづくりの骨格でございますので、現段階では都市計画に併せたようなまちづくりを行っていこうと今考えてはおります。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

よく分かります。多分、私が言うのもなんですけれども予算もないですし、困ったなというところかもしれませんが。ただやはり、都市計画道路に入っていないくても、整備するところは整備していただきたいというふうに思っておりますので、今後、何かありましたら、そのような行動といいますか、そのように取り計らっていただきたいかと思えます。

また、通学路としての関係なんです、近鉄蟹江駅ですね、東側の踏切ありますよね。ここも通学路として利用されておりますが、ただ、線路内にありますし、歩道というんですか、歩道部分が多少色分けしてあるかと思えますが、ここも大変狭いし、利用する生徒もいつきですからね。特に下校時なんかはいつき集中して下校するときがありますと、非常にみんなが密集して帰る、ここを利用するというようなことがあるかと思えます。国土交通省も踏切の拡幅を推進しておりますが、ここは先ほど言いましたように、踏切を拡幅して専用の歩道の設置が必要と考えております。国土交通省、そして特に地元であります蟹江町ですね、この現状をどのように考えておられるでしょうか。お聞きします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、近鉄蟹江第1号踏切の拡幅のことで答弁させていただきます。

国土交通省が公表しております踏切安全通行カルテにおきまして、開かずの踏切と自動車ボトルネックの対策が必要であるという踏切となっております。歩道狭隘には該当しない

というような状況に今なっております。

踏切内の歩道部につきましては、歩車道ブロック等では区切りがないんですけれども、両側おおむね1.6メートルずつの、前後の道路と同等の歩道があるというような状況になっております。

そんな中で、今後拡幅等を検討していくにおきましては、都市計画等の兼ね合いもありますので、慎重に検討することとなるというふうに考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

JRの踏切でも、非常に担当者は苦勞してみえる。いろいろ議員の人も質問させていただいともありますが、なかなか進まない。ここは近鉄ですけども、非常に苦勞されるんじゃないかなと思いますが、やはり取り組みだけは継続していただきたいと思います。

まず、何度も取り組まないと、継続しないと、要は進展しないというか前へ進みませんので、その辺だけはよく理解していただいて、行動していただきたいと思います。

それから次、生活道路ですね、私たちが日常生活している地域の生活道路の安全対策として、カラー舗装や交差点のカラー化ですね、色がついている道路がありますよね。そして、横断歩道の手前のカラー舗装等がありますが、町道には町が独自にカラー舗装ができるかお聞きします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

町道につきましては、独自にカラー舗装ができるかということなんですが、こちらに関しては、町独自の設置が可能でございます。

ただし、設置基準としまして、グリーンベルト等の対象は通学路であること、歩道がないこと、学校などの地域からの要望が必要だというところがございます。交差点のカラー化に関しては、町内会などの地元要望だとか、危険箇所であるという道路管理者が判断できる場所ということになります。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

町道の管理は町ができるわけですから、そうすると、地域から要望があれば、ここは危険だよとか認識があれば、町で独自で舗装していただければというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

そのとおりでございます。

○11番 吉田正昭君

では、今後そのような要望が出ましたら、よろしく願いいたします。

それから、地域の交通安全のために、ゾーン30という方法がありますが、その詳細をお願いしたいと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたゾーン30についてお答えいたします。

ゾーン30とは、主に生活道路内などの一定の区域を最高速度30キロに規制して、路面標識や規制標識などをドライバーに促し、自転車や歩行者の安全確保を目的とした対策です。蟹江町では、平成29年に初めて整備され、現在は蟹江小学校と新蟹江小学校の周辺がゾーン30に指定されております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

ただ、ゾーン30という意識が、町内の皆さんには行き渡っていないような気がしますので、もっとゾーン30の認識が分かるような標識とかカラー舗装とか、いろいろあると思いますが、その辺をさせていただきたいと思います。

そして、先ほどの話ですと蟹江小と新蟹江小がゾーン30に指定されているということですが、舟入なんですけれども、このゾーン30の認定といいますか、その中に保育所や小学校の所在地等というふうにあると思います。この舟入小学校ですね、そして舟入保育所のある地域、舟入地区はゾーン30には入っておりませんが、これは今後入れていただくのか、地域との相談等もあると思いますが、その辺の舟入地区におけるゾーン30の導入はどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問がありました、舟入地区へのゾーン30の導入についてお答えさせていただきます。

舟入小学校及び舟入保育所の周辺は、いわゆる生活道路が多く、また狭隘な道路が多い地区となっております。そのような状況の中で、さらに厳しい規制が必要な場合は、地元の要望を聞きながら、ゾーン30を含めた交通安全対策を検討してまいります。

以上です。

○11番 吉田正昭君

地元の要望があればというようなお話ですので、でも地元も知らない人も多いですし、やはりいい施策がありましたら、行政側から目をかけていただくというのも一つの手かと思っておりますので、その辺の配慮をよろしく願いいたします。

それから、自動車の速度の抑制のために、また、通勤、通学、買い物等、日常生活の安心・安全のため、交通事故に遭わないように標識の設置、路肩のカラー舗装、交差点横断歩道のカラー化、減速や幅寄せ防止のドットマーク等、また、消えかけた白線の道路の外側線の補修等ですね、もっと必要とするべきところがたくさんあると思いますが、現状ではなか

なか充実していないように思いますが、道路に対する上記の、道路に対する安心・安全の対策等、工事等の進め方はどのようになっておりますか。お聞きします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、速度抑制の対策のことで答弁をさせていただきます。

対策としましては、外側線、路側帯の設置、拡幅、路肩のカラー舗装など、様々あるとは思いますが、危険箇所であるという把握につきましては、職員の巡視だとか、あと道路パトロール等もあるんですけれども、やはり気づかないところも多々ございます。

各町内会からの、住民の方からの積極的な情報提供や要望を基に、現況の確認をしながら、予算の範囲内ということもありますが、安全対策に取り組んでいるというような状況でございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

地元からの要望ということになるかと思えます。確かに、職員の方が見て回るわけにはいかないし、情報をどのように吸い上げながら工事を進めていくかというのが皆さんの仕事かと思えますので、情報収集にだけは力入れていただきたいと思えます。

それから、保育所前の道路状況についてお聞きします。

蟹江保育所、蟹江南保育所、舟入保育所等の周辺の道路は狭いです。狭いだけに反対に自動車のスピードは抑えられるかもしれませんが、蟹江保育所と蟹江南保育所がありまして、その前に横断歩道があります。この認識が、私が見たところ非常に弱いのではないかと。もっとここに横断歩道がありますよ、保育所がありますよというふうにアピールできるような施策あるいは方法を取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

令和元年に滋賀県大津市で発生しました交通事故がきっかけで、保育所周辺の安全対策というのが大変注目をされております。そんな中で、保育所施設関係者、所管機関、道路管理者、警察によりまして緊急の合同点検を行っております、そういったところの危険箇所の把握をしながら対策を行っているところでございます。

議員の言われました横断歩道前後の明確にできるような、認識ができるようなところで言いますと、はばたき幼稚園の西側の横断歩道の前後に横断注意という路面カラーの表示をしておりますので、そういった対策をしていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり、園児たちが通うところですので、ここに横断歩道があるよという認識を新たにす

るような方法、たまたまはばたきさんのことが出ましたけれども、あそこも横断歩道がありまして、駐車場が反対側にありますから非常に横断歩道を通るわけで、最近では一時停止する車が非常に多くなっております。やはり、何かをすればそのように自動車の運転手も行動してくれるかと思っておりますので、この2つの保育園の周辺もそのようにしていただけたらと思います。

次です。

保育所の横断歩道や周辺道路の現地に確認に行ったときに思ったこと、そして見えてくることがあります。舟入保育所のことですが、舟入保育所の周辺も道路が狭いです。ただ、ここは反対に道路が狭過ぎて車の擦れ違いができないような状態です。ちょっと見てみますと、舟入保育所の東側道路、反対の東側が、道路の拡張ができるのではないかと思っております。やはり拡張できないかお聞きします。

また、先ほど言いましたように、見えてくるもの、思うこととありまして、この舟入保育所ですが、建物が平屋で古いです。商業施設や福祉施設に例えるなら、新しい施設がいいか古い施設がいいか、利用者の選択はおのずと決まってくるかと思っております。そのように考えれば、舟入保育所は建て替えが必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

また、保育所の送り迎えも、最近では車の送り迎えが増えております。そこで、建物が新しければ、道路の状況がよければ、利用者は増えるかと思っております。ぜひともお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、舟入保育所の東側の道路拡幅のことで、まずはお答えをさせていただきたいと思っております。

こちらの道路状況、使用状況といえますかそちらの確認をしながら、拡幅に関しましては、やはり土地の所有者の方との買収だったりとか、そういったこともあると思っておりますので、そういった地域の総意等も得られるような状況であれば、検討していけるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、舟入保育所の建て替えについて、担当課であります子ども課よりご答弁させていただきます。

老朽化する施設は、舟入保育所以外にもいくつかございます。ですので、必要に応じまして改修を加えながら、安全保育ができるように現在努めているところでございます。

また、今年度、舟入地区の子育て世帯の方に、早朝や延長保育が未実施のため、必要性を確認するためのアンケートをさせていただきました。その中の回答には、現状維持という回答が半数で最も多い回答でございました。しかしながら、改修を希望するとお答えになった

世帯も4割ほどございましたので、次年度から始まります早朝保育、延長保育導入後の保育所の利用状況を確認させていただきながら、また、保育の利用者ニーズというのを確認させていただきながら、6保育所全体の必要性というところで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

保育所の建て替えというのには、非常によく分かります、今の説明で。ただ、新しく殻を破るとなれば、アンケートばかりじゃなくて、新規にこちらがこういう施設を造りました、こういうふうになっていますよという、商業施設じゃないんですけども、商業施設に例えるとちょっと間違いかもしれませんが、新しい人を呼び込むようなものも必要じゃないかと。今あるものを使いながら、修復しながら使っていくんだというんじゃないかと、もう一気に新しく形を変えれば、それなりの展開もあるんじゃないかなというふうに私は考えておりますので、ぜひともその辺の考慮ですね、順番にやっていくとかいろいろあると思います。ただ、やはり新しいものに対する取り組みも、一度考えていただきたいというふうに思っております。

それから、道路の関係なんですけど、これは今現状では拡張しやすいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも地域から要望が上がりましたらお願いしたいと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど土木課長のほうからお答えさせてもらったとおり、やはり地権者の協力が必要でございますので、その辺もしっかりとまとめていただいて、その上で要望していただければ、整備に向かって少しでも前向きに進めるかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○11番 吉田正昭君

現時点では、よろしく申し上げますとしか言えませんので、よろしく申し上げます。

最後にですけれども、やはり、住みやすい町の条件として、私は道路の整備が必要だと思っております。通勤・通学に安心な道路、日常生活において自動車の通行に心配ない道路です。そして、子どもたちや高齢者の皆さんが安心して利用できる道路等、先ほど、伊藤議員の質問の指摘にもありましたが、歩行者や自動車の運転手も安心できる道路の整備が大切だと思います。ぜひとも、先ほどから質問しております、整備に力を入れていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で吉田正昭君の質問を終わります。

ここで、子ども課長、土木農政課長、安心安全課長の退席と、民生部次長兼保険医療課長、

介護支援課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時20分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

○議長 佐藤 茂君

質問4番 黒川勝好君の「“かにあし” 今後の方針は」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へ。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川でございます。

久しぶりの質問でございますけれども、「“かにあし” 今後の方針は」ということにつきまして、質問をさせていただきます。

まず、この「かにあし」という言葉が、なかなか一部地域では分かっておるわけですが、町内ではあまり「かにあし」という言葉が分かっておみえにならないと思いますので、担当のほうから、どのようないきさつでこの「かにあし」ができたかということの説明を、まずよろしく願います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、「かにあし」の概要についてご説明をさせていただきます。

移動支援ボランティア事業「かにあし」は、介護保険事業の生活支援体制整備事業の一環として、日常生活において自家用車や公共交通機関の利用が難しく、買い物、通院、その他の社会的活動に支障がある高齢者の方を対象として、住民が主体となって蟹江町社会福祉協議会や町が協力し、地域のボランティアの方々の運転によって、移動支援を無料で行うものでございます。

運営の主体は、移動支援ボランティア事業運営委員会で、運営委員会は、地域住民、トヨタモビリティ中京株式会社、地域包括支援センター、蟹江町社会福祉協議会、蟹江町などによって構成をされております。

事務局は、蟹江町社会福祉協議会が担っております。

活動費は、トヨタモビリティ基金からの助成で、助成期間は、令和2年8月から令和4年7月までの24カ月でございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

今、概略のほう説明を言っていたと思います。

それでは、ちょっとその中身ですけれども、誰が、どこで、どんなときに、いつ利用できる

るのか、また、利用方法と年齢制限、そして、現在1日当たりどれぐらいの利用者があるのか、その辺のところの説明をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、利用対象者でございますが、1つ目としまして、鍋蓋、南、舟入地区在住の65歳以上で、乗車時に介助を必要としない方、2つ目としまして、自身で運転ができない方、または同一の世帯で日中に運転できる人がいない方、両方を兼ね備えた方です。

利用方法としまして、電話、またはスマートフォンアプリを利用して予約をしていただきます。利用日時でございますが、平日の午前9時から正午までの間で、運営委員会が指定した日時です。

乗降車地点は、町内157カ所あります病院、スーパー、金融機関、公共施設などがございます。

以上でございます。

(「1日当たりの利用者は」の声あり)

すみません、失礼いたしました。

1日当たりの利用者数でございますが、日によって変動はございますが、平均いたしますと1日当たり5人の利用をいただいております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

今の利用時間ですけれども、9時から12時ということを言われたんですけれども、これって4時までじゃないんですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

「かにあし」が当初スタートした時点では、9時から4時までの利用時間でしたが、利用していく中で、高齢者の方の利用時間が午前中に集中するという実態がございます。午後の利用者数が極めて少ないということもございましたので、今は実証期間中ということもございますので、今は午前中だけの運行に限らせていただいております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

今、利用者数が少ないということを言われたんですけれども、これはまたちょっと後からお聞きをしますが、もう一つ聞きたいのが、取りあえずこれ民間事業者等の兼ね合いがあると思うんですね。これをあまりまた広げてしまうと、今蟹江町の中ではお散歩バスの2,000数百万円使って回っていただいておりますけれども、なかなか細かくは回れんということで、こういう事業は本当にこれから広げていっていただきたいんですけれども、あまり広げちゃうと、これまた民間事業者との兼ね合いがあると思いますので、これまで1年半ぐらい

続いたのかな、これで。それまでにそういう民間事業者とのトラブルとか、タクシー業界からの、基本的にはタクシー業界と同じことになっていますから、その辺の苦情なんかは入っておるのか、入っていないのか、お願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいま民間事業者からのクレームなど、そういったことは入っていないかというご質問でございますが、私がお聞きする限り、民間事業者の方からのそういった苦情と申しますか、そういったお言葉はいただいておりません。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

これを見ていただきたいと思っておりますけれども。

これが、「かにあし」のマップであります。今これ蟹江町全体の地図がここに入っておりまして、各位置が示されておるわけですね。それで、今利用されているのは赤マークのところ、これが南蟹江団地と鍋蓋の地域でございます。そして、この茶色、これは舟入地域、舟入一丁目から四丁目が細かく停留所が造られておりまして、この赤い印とこの茶色で、全部で38カ所今これがございます。

それで、ここにあります黄色がこれが買い物できる場所でございます。こちらがコンビニエンスストアからアオキスーパーから始まっているいろいろございます。そしてこの緑色が病院でございます。病院がちょっと色が分かりにくいかもしれませんが、大体この辺に集まっております。黄色もこの辺に集まっております。そして、緑色が金融機関、次に公共施設が青色ですか。ちょっと濃くなっているのが駅ですね。そしてまたここが、この紫色が福祉施設、そしてピンク色はサロン、そして最後のこの茶色は尾張温泉東海センターという形で。

これ、見ていただくと分かると思っておりますけれども、近鉄から下、南です、この辺が停留所があります。そして、今の施設はほとんどこの学戸地域、そして本町地域、この辺に集中しておるわけですね。この地図を見ていただくとよく分かると思っております。ここがちょうど役場になりますんで、役場から行っていただくとこういう感じになります。

蟹江町って意外に、意外にと申しますか、きれいに整っておりまして、11平方キロメートルの中に役場を中心として、東西南北うまくバランスを取れた町だと思っておりますけれども、現在これ見ていただくと分かるように、この近鉄から下がほとんど何もないというのが、この地図で分かっていただけだと思います。

そこで、次に質問させていただくことは、現在は2年間ということで、令和4年の7月までということになっておるようでございますけれども、その後はどうされる予定があるのか、まずお聞きをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

今の試行期間が令和4年7月まででございますので、令和4年8月以降の移動支援の方向性でございますが、まずは、現状の利用対象者、地区を継続することを考えております。また、移動支援事業は、住民代表によって構成される移動支援ボランティア運営委員会が主体となり、蟹江町社会福祉協議会が事務局を運営し、蟹江町が事務局へ補助金を交付することを考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

そうすると、またこれからこの後も続けるということによろしいですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

はい、おっしゃるとおり、今の形態を保持しつつ、8月以降継続することを考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

その窓口は役場のほうになるのか、社会福祉協議会のほうになるのか、その辺はきちっとできているんですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

窓口ということに関して、いろいろ場合によるかと思えますけれども、まず、運営主体が移動支援の運営委員会となりますので、基本的な窓口は、社会福祉協議会の事務局が担っていただくものというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

移動支援事務局ですか、それは社会福祉協議会の中につくられておるわけですか、それともまた違うところにあるわけですか。どういうことになっておりますか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まず、現在の移動支援事業自体は、当初にご説明しました移動支援ボランティア事業の運営委員会という、いろんなどころの皆様で構成されたメンバーで運営していただいているものでございます。

その運営委員会の事務を担う社会福祉協議会は、多世代交流施設の事務室にございますので、そこが実質的な窓口という形になるかと思えます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

実質的には、社会福祉協議会が窓口になってやっていただけるということだと思います。

今、利用人数が1日当たり5名だということで、非常にまだ宣伝が行き届いておらんのかどうか分かんないですけども、利用者も1日当たり5名と。じゃ、登録者数は何人ですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

現在、「かにあし」に登録いただいております利用会員数の人数でございますが、98名の方に登録をいただいております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

98名の方がおられて、1日1回ではなく何回でもいいんですよね、これ。何回1日に頼まれてもいいということなんですから、1日5名ではまだ十分余裕があると思うんですけども、それは運転手さんもボランティアでやっていただいておりますからね、多くなればそれなりの確保も必要になる。今言われたとおり、利用者が少ないから今は9時から12時までにしておるんだよ、最初やろうとしたときは、4時までということで予定を組んであったと思いますね。だけれども、利用者が今少ない、午前中で事は済むよということで12時で終わっとるわけです。ですから、今のお話を聞いていけば、もう少しこれ拡大ができるような気が、今聞いておって思ったわけですね。

それでもう一度、今の見ていただくんですけども、先ほども申しましたとおり、舟入とこの南蟹江団地と鍋蓋、この箇所に限定をされておるわけですよね、この「かにあし」の停留所はね。ですから、本町とか学戸地区ですね、この辺はもうみんないろんな施設が重なっておるんですから、それは大丈夫だと思います。

ただ、見ていただくと分かる通り、舟入から蟹江川を挟んだ西側、これは私が住んでおる地域なんですけれども、町内でいえば本町分という地域でございます。鹿島、蟹江新田前波、蟹江新田鹿島、そして蟹江新田芝切とか、そういうところが含まれるわけですね。それがちょうどこの何にもないところに当てはまるわけです。

できるならば、この取りあえず令和4年の7月までが、これは決めますもんね、まずこれは決めだから、ここに仲間には入れてくれはいかんですけれども。その7月以降、また形は違えど、この社会福祉協議会でやっていただけるというようなお話を聞いたもんですからね、お仲間に入れていただけないか、この蟹江川の西側ですね。鹿島地区、芝切地区ですね。本当に高齢者の方も多くなっております。

以前は、蟹江川の堤防、ここにはいっぱいお店があったんですよ、個人商店がね。お魚屋さんもあれば、八百屋さんもあれば、呉服屋さんもあれば、お菓子屋さんもあれば、何でもそろったわけですよ。蟹江川の堤防に出ていけば何でもあったわけなんですけれども、今きれいに整備をしていただいて、何も無いわけです。

うちのおふくろも4年前に亡くなったんですけども、おふくろがよく言いました、あめ玉一つ買えんというふうに、うちのところでは。買いに行けんのですよ、ないから、お店が。ですから、できることならこの西側も仲間に入れていただきたいと思うんですけども、もしお仲間に入れてもらおうと思ったら、どういう手続きを取ればいいですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

もし、地域の拡大をすることがあるかということになりますけれども、他の地域で希望がある場合でございますが、まずは、町全体の地域交通の問題として捉えて、地域の拡大が可能か検討していきたいというふうに考えておりますが、もし、拡大する場合に、まずどういったことが必要かという形になりますと、考えられますのが、まず1つ目として、タクシー事業者などをはじめとした地域公共交通の事業者様のご理解が必要になるかと思われま。また、拡大する地域で、主体となって活動することができる住民の方が、移動支援ボランティア事業の運営委員会に参加していただくことが必要になってくるかと思われま。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

その運営委員会というのは、どのような形に入るわけですか。だから、今度入れていただきたいというところの地域の方が誰か運営委員会に、強制的にというのはおかしいかもしれませんけれども、入らないかんのですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まずは、運営委員会の代表の方が、地域の住民の方ではございますので、まずそこの方にお話をさせていただくというのがまず初めかと思われま。その上で、その地域の代表の方と、他の地域の方がどのような形で関わっていくかということをお話いただくのが、まず重要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

ということになると、町内会長、うちの本町分の町内会長っておみえになると思うんですけども、そういう方を通して、この地域でやっていただきたいよということを運営委員会のほうに申し込んでいけば、お仲間に入れてもらえるということによろしいんですかね。

○介護支援課長 後藤雅幸君

運営委員会のメンバーになるかどうかということに関しましては、私の口からちょっと申し上げることはできませんが、まずはそういった地域の町内会などの代表の方を通して、運営委員会の方にお話をいただくという形で、アプローチしていただくのが重要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

じゃ、また後から詳しく、お仲間に入れてもらうのを聞かせてもらおうと思うんですけども、要は、せっかくこれ僕いい企画だと思うんですよ。民間事業者、そういうタクシーなんか邪魔しちゃいかんもんですから、あまり大きく広げるということもいかんとは思わす。

ですけれども、先ほどの地図を見ていただければ分かるとおおり、この舟入地域と私のところの鹿島、前波地域ですね、蟹江川のへりのところにあるんですよ、地域がね。そういう方たちは、やっぱり同じようには思っていたきたいという気持ちが強いわけですね。高齢化しております。それで老老介護でやってみえるところもあります。そこにタクシーを呼んで、タクシーで出ていかれます。そんな遠いところじゃないもんですから、舟入と鹿島って昔からお付き合いもあるもんですしね。そのバスも「かにあし」も、ちょっとこっちに来ていただだけ、蟹江川をちょっと渡っていただければ、うちの地域があるもんですからね、そちらのほうにも回っていただければ、本当に地域の皆さん助かると思うんです。

本町や学戸に住んでおみえになる方は、あまりそういうことを考えてみえないというか、すぐそばにあるですからね。買い物に行くにしたって、お医者さんに行くにしたって、すぐ近くにあるでいいですけれどもね。やっぱり我々の地区はないんですわ、今、何にもないんですわ。そうすると、食材一つにしても皆さんでタクシーで行ける人はいいいし、よそにおる子どもを呼んで、ほいで乗せていってもらなり、買ってきてもらなりと、そういうことをしてみえるわけですね。

取りあえず、これからどんどん蟹江の中も増えていくと思いますよ、そういうところはね。だから、できることなら、この「かにあし」が令和4年の7月で取りあえず期限が切れるけれども、また新しく存続をしていただけるという話であれば、できるなら我々のところもお仲間に入れていただいて、やっていただけるとありがたいなと思うんですが、町長はどうですか、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答え申し上げたいと思います。

行動については、今担当が申し上げましたとおおりでありますし、これスタートするときには、あの当時はトヨタカローラ中京と言っていたんです、今はモビリティ中京という名前になりましたが、トヨタ全体で基金をつくって地域に貢献しようということで、2,000万円の基金の中の運用ということで理解をさせていただきました。

スタートするとき、その地域の代表の方が申し入れをされてここまで来たのは事実でありますけれども、そのときに、じゃ、どうして蟹江町の全部に声をかけなかったんだというようなご意見も、実はあったのはあったんですけども、ニーズがなかったって言えばなかったわけでありまして。

今見ていただいたように、1日5人というのはならしてですけれども、ないときもひょっとしてあるんじゃないかなと。それぐらいまだ知れわたっていないのか、使われていない部分もまだありますので、実際、前波の地域、鹿島、舟入の一部もそうであります。蟹江町の北部の西之森、北新田、あの辺りにもひょっとしたらニーズがあるんじゃないかということ考えた中で、このモビリティ事業については、先ほど言いましたように運営協議

会の中に実際入っていただいて、協議をしていただくというのが一番肝心だと思いますし、当然、蟹江町も全く知らないわけじゃありませんし、最終的には、基金が切れた場合に蟹江町の予算として、そこの運営協議会のほうに投入しなきゃいけないときが来るかも分かりません。

今は、社会福祉協議会が中心となってやっています。僕は社会福祉協議会が中心になってやっていただくのが一番いいと思いますし、それでしっかりとリカバリーをしていくのが蟹江町の役目じゃないかなと思っています。黒川議員も、地域の皆さんの意見をお聞きいただいて多分そういう話になったと思いますので、この先7月までは、まずは様子をしっかり見ながら、もしも参入、中に入っただけということでしたら、地域の方、区長さんも含めてでありますけれども、お話をいただいて参加をしていただけるとありがたいな、こんなことを思っております。

以上です。

○6番 黒川勝好君

今、町長から力強い言葉をいただきました。本当に僕も心配なんですね、うちの地域が本当にだんだんと疲弊していってしまうんです。

これはまたちょっと別件ですけども、ヨシヅヤさんが、「とくし丸」という食材積んでくる車、ああいうのもあるんですよ。あれもそうなんです、あれもやっぱり近鉄までなんです。近鉄から南というのは本当にもう無視されておると、本当にそれは寂しいんですよ。ですから、私もこれはもうこの地域からどこも行くあれもありませんし、長いこと住ませていただいて、いいところだと思います。田園風景のあるいいところだと思います。ですけども、生活するには大変厳しい状況がこれからも続きますし、そういう年代の方が増えてまいりますので、どうかひとつこの事業を我々の地元にも持ってきていただきたいということをお願いをさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で黒川勝好君の質問を終わります。

少し時間は早いですが、暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたします。どうもご苦労さんでございました。

(午前11時50分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

質問5番 板倉浩幸君の「介護保険料・利用料の負担軽減を！」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお願いします。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「介護保険料・利用料の負担軽減を！」と題して伺っていきます。

初めに、高齢者の介護を支える制度が介護保険制度です。介護を家族任せにするのではなく、社会全体で介護を支える介護の社会化というスローガンを掲げ、2000年4月にスタートしてから20年以上が経過しました。特別養護老人ホームなどの施設のほか、ヘルパーが自宅を訪問してケアをする訪問介護、事業所に通って食事や入浴や機能訓練を受けるデイサービスなど、様々サービスを利用できる制度であります。

この20年間、高齢化が進むにつれ、利用者は3.3倍、介護費用給付費については3.1倍と大幅に増えてきました。介護が社会全体の課題であるという認識を国民の中に広げ、より多くの高齢者に公的制度によるサービスを届ける環境を整えたという点で、介護保険制度は大きな役割を果たしてきたと言えるでしょう。

サービスは拡大してきましたが、介護が必要になっても、必要なサービスを利用できない高齢者は増え続けています。家族の介護負担は減っておらず、両親の介護などを理由に仕事を辞めざるを得ない人、介護離職は年間10万人前後で推移しています。介護に追い詰められた果ての介護心中や介護殺人という痛ましい事件も起こり続けています。介護の社会化というよりも、介護の再家族化という流れが強まっている実態もあります。その原因の一つとして、この20年間、政府が介護給付を削減することを目的に制度の見直しを繰り返し、介護保険を利用しづらい制度に変えてきたということです。利用料の負担が困難で利用回数を減らしたり中止する利用者は、制度スタート以降後を絶ちません。

利用料は、当初、原則の1割負担から、一部の利用者について2割負担、3割負担が導入されてきました。施設の居住費、食費は、2005年から全額自己負担となりました。さらに今年の8月から、低所得者を対象にした居住費、食費の負担軽減制度が改悪をされ、施設から退所せざるを得なくなったり、入所の申し込みができなくなるなどの困難が広がっています。利用者本人、家族の厳しい経済事情が、保険あって介護なしという深刻な事態をもたらしています。

介護サービスの内容面では、特別養護老人ホームの入所対象を、原則要介護3以上の中重度者に限定したり、軽度の人たちを介護保険本体サービスから外し、市町村が運営する事業に移し替えていくなどの改悪が実施されてきました。介護事業者に支払われる介護報酬を改定する際には、サービスの利用回数や内容を制限する見直しが繰り返し実施されています。

こうした利用しづらさが広がる一方、高齢者が支払う介護料は増え続けています。2000年の制度スタートのとき、全国平均2,911円だった介護保険料ですが、現在6,014円となっております。この20年間で倍加をしています。愛知県の平均保険料でも2,737円から5,732円でありま

す。蟹江町においても2,820円が、今現在の第8期で5,700円という、2倍を超える負担増となっており、その生活状況を考えると、3年後の第9期を待たずにして、猶予なく可能な限りの保険料を引き下げることが求められています。

また、保険料を毎月支払うことが困難になり、ペナルティ措置、サービスの削減を受ける高齢者も増えています。

それでは、質問させていただきます。

初めに、介護保険料滞納によって預貯金などを差し押さえられた65歳以上の人が全国で2万1,578人、過去最多を更新したことが、厚生労働省の調査で分かりました。2万人を超えたのは初めてです。介護サービスが受けにくくなる一方、国民は相次ぐ負担増を強いられています。

そこで、お聞きしていきます。

まず、町内での滞納状況、実態はどのようになっているのでしょうか。1年、1年6カ月、2年以上と、後からの質問にも関連するので、それぞれの滞納をお答えください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまの蟹江町の介護保険料の滞納の状況についてお答えをさせていただきます。

1年間介護保険料を滞納している方の人数ですが、89名ございます。また、1年6カ月以上滞納している方が91名ございます。2年以上の滞納をしている方の人数は120名でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

2年以上が120名とあって、すごい多いんですね。この状況を踏まえて、これから質問していくんですけども、では、実際にこの滞納をしている方の所得の把握をしているかどうかです。保険料を決めている所得基準がありますが、この所得基準である保険料の段階ごとの保険者は、滞納している方の実態は分かるのでしょうか。お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、段階ごとの滞納者の実数でございますが、まず、第1段階でいきますと、1年間滞納している方の数が26名です。1年6カ月滞納している方の数が25名、2年以上滞納している方の数が35名でございます。

第2段階につきましては、1年の方がゼロ名、1年6カ月の方が3名、2年以上の方が4名でございます。

第3段階につきましては、1年以上の方が2名、1年6カ月の方が2名、2年以上の方が3名でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

そうすると、特に第1段階の方が滞納実態、1年6カ月、2年以上と答弁して下さったんですけれども、特に多い。あと、この2年以上で120名というのは、もう利用していないという方で間違いないのかな。

○介護支援課長 後藤雅幸君

そのとおりで、2年以上の方ですと、不納欠損ということで、こちらは利用していただいていないという理解で結構でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、先ほど言ったように、全国で2万人以上が差し押さえを行われております。

では、蟹江町では、実際に滞納処分により差押財産等の差し押さえはやっているのかお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

差し押さえの状況でございますが、令和2年度におきましては、2名の方の差し押さえをしております。また、令和3年度におきましては、現在3名の方の差し押さえをしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、実際にこの滞納者なんですけれども、滞納した場合、介護保険には給付制限があります。このペナルティ、僕らはペナルティ処分というんですけれども、この給付制限が、どのような給付制限があるのか、それぞれの、先ほどの滞納の1年、1年6カ月、2年以上で、それぞれの制限をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、まず、1年間滞納がある場合は、本来であれば費用の1割から3割をお支払いいただくところ、一旦費用の全額をお支払いいただいた後に市町村で申請し、9割から7割の分の支払いを受ける償還払い方式となります。

また、1年6カ月間未納がある場合は、滞納保険料額がある市町村からの9割から7割分の保険給付の全部または一部が一時的に差し止められ、さらに差し止められた金額から滞納保険料額を控除されることがあります。

2年以上の長期間の滞納により、65歳以上の第1号保険料に時効となった保険料額がある場合は、滞納していた期間に応じて保険給付の割合が、本来の9割から7割の方は7割、または6割に引き下げられるとともに、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今の答弁でいくと、1年以上の滞納をすると償還払いになり、後で申請して償還してもらうということで、あと1年6カ月になると、全額が一時的に差し止めになる。また、2年以上の滞納で自己負担が3割になったりするということの答弁ですが、じゃ、それでは、蟹江町において、この給付制限を受けている利用者はいらっしゃいますか。お聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

現在、蟹江町におきましては、保険給付の割合が9割から7割に変更させていただいた方が1名、該当の方がみえます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

自己負担を3割に引き上げる方ですよ。じゃ、今の介護保険料はどうなっているかというと、65歳以上の方が支払う介護保険料なんです。年金を今、18万円以上受給している場合は、年金から強制的に引き落とされます。無年金や年金18万円未満という低所得者の人は、自らの金融機関で納付書で支払う必要がありますが、そういうことで滞納が生じています。この方たち、もう本当に最低生活費なんです。生活保護基準以下をはるかに下回って、月1万5,000円です。そんな1万5,000円以上ある方から、年金から天引きをされるんですよ。

実際に、無年金や年金18万円未満という低所得者層や、生活保護基準以下の方が、特に第1段階、先ほど滞納者数を言ってくれたんですけれども、第1段階、第2段階の人が多いですよね。その辺の状況についてどのように考えているのか、ちょっとお願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まず、第1段階、第2段階の方に関しましては、やはり保険料の決定をするに当たりまして、前年の収入を見させていただいた上で決定している上で、やはり収入が低い方というのが該当になってきます。

これは一般的に言えることではございますが、収入の低い方が保険料を負担するというのは、やはり困難が伴うことというふうには理解をしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

理解をしているということで、特に第1段階、第2段階の人、本当に生活保護基準以下なんです。こういう方たちをどうするかだと思うんですよ、実際に。

そこで、現在の第8期、第5段階の基準で、今、蟹江町は5,700円なんですけれども、それで、その保険料自体のことで少しお伺いしていきます。

じゃ、それでは、介護保険財政と、介護給付準備基金、また、一般財源について伺ってきたいと思います。

まず、介護保険制度の財源構造というものはどうなっているのか。保険料や公費の割合をお願いしたいと思います。

また、65歳以上の介護保険料の算定方法はどうか、この2点をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

まず、ご質問にございました介護保険の財源構造でございますが、介護保険制度の財源構造は、おおまかに分けると介護保険料と公費負担がそれぞれ50%の負担となっております。

介護保険料の内訳としまして、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が23%です。40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担割合が27%となっております。

また、公費負担の内訳でございますが、居宅サービスと施設サービスによって負担割合が異なりますが、国の負担割合が20%から25%でございます。県の負担割合は12.5%から17.5%でございます。また、市町村の負担割合は12.5%でございます。

続きまして、65歳以上の介護保険料の決め方でございますが、介護保険は3年を1期として介護保険事業計画を策定しており、その3年間に必要なサービス給付費の見込みを立て、その合計の23%を65歳以上の方から保険料として頂いております。

1人当たりの保険料は、3年間の介護サービス給付費の23%を、65歳以上の第1号被保険者の数で割った数を基準額とし、ご本人や世帯の課税状況や収入によって11段階に分類し、決定しています。

また、介護サービス給付費の見込みや介護保険料の額の決定に当たっては、有識者や被保険者の代表の方で構成する蟹江町高齢者保健福祉計画策定委員会に諮り、決定をしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、財源構造と、どうやって保険料を決めているのかということを質問しました。

保険料について、65歳以上の人で23%を賄うということで、あと、27%については、僕もそうか。40歳から64歳までの人で賄って、それを公費負担と半分ずつしているんですね。

65歳以上の人で保険料なんですけれども、これが本当に23%をどう負担して、全高齢者で、65歳以上の。実際に保険料、もう本当に今、限界ですよね。もう2倍以上に、第1期始まって倍以上になっています。

そこで、ちょっと注目してお聞きしたいのが、先ほども答弁があつて、保険料の決め方のところなんですけれども、3年間の見込みとちゃんとおっしゃいましたよね。その3年間で1期ごとをどう運営していくかというのが介護保険なんです。それをちょっと頭に入れておいてもらって、じゃ、それでは、次なんですけれども、今の3年間で管理をするその中に、介護給付費準備基金というのがあります。そもそもその準備基金自体、まず何がどういうものなのかお願いいたします。

議長、すみません。

どういふものかについて伺うつもりが、ちょっとそのまま聞いちゃったんですけども、先ほど答弁があったように、介護保険料の3年間の余りを積み立てていくのが基金だと思うんです。永続的なものではなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は、次期保険料を見込むに当たり、取り崩しをすることが基本的な考え方だと思います。これについては、介護保険法第129条でもあります。この点について、基本的な考え方をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

介護給付費準備基金は、急激な給付費の増加等に対応できるように、計画期間初年度の黒字などを介護給付費準備基金として積み立てております。3年を1期とする介護保険事業計画の最終年度に残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり、不測の事態などに対応できる最低限度の額を除き取り崩すことを基本的な考えとしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

第129条でも、最低と今、ちょっと口に出ただけけれども、じゃ、実際に第8期の保険料、3月に上程されて可決しているんですけども、じゃ、実際にこの第8期の事業計画の保険料を決める際に、取り崩した第7期の準備基金の状況がどのようになっているのか。準備基金の残高、また、取り崩した準備基金の額をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、令和2年度末時点での介護給付費準備基金の保有残高でございますが、3億5,297万6,451円でございます。

また、第7期介護保険事業計画で介護給付費準備基金を取り崩した額は、3年間の合計で7,000万円でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、準備基金、約3億5,300万円ぐらいあって、取り崩した額が1億円ということですよ。

じゃ、実際に基金残高、先ほどから言っているように、3年間の介護事業の中で、2億5,000万円大体残していますよね。この2億5,000万円残しているんですけども、3年間で過不足のない保険料設定にするのが原則だとすると、介護保険料自体、3年間で3億5,300万円余っているんですよ、実際には。この状況をどういふことかということですよ。

じゃ、実際にこの3億5,300万円、この金額は、第7期のときに設定した保険料、これが残るといふことは、高過ぎたということにならないでしょうか。お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

おっしゃるように、介護給付費サービス費が実際の見込みを下回ったため、第7期介護保険事業計画の各年度において、介護給付費準備基金への積み立ての金額が発生した状況でござ

います。

また、そういった状況を踏まえまして、第8期事業計画の策定に当たっては、分析をしっかりと行い、計画を策定した次第でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

実際に取り過ぎたと、高過ぎたんじゃないかと言ったんですけども、財政の均衡、すなわち歳入歳出が3年間で均衡するというのが原則ですよ、介護保険の。結果的に3年間取り過ぎた保険料、これは、本来被保険者に還元、返還すべき性格であると思うんですよ。それが難しいのも事実です。被保険者の死亡、転居によったり、保険料を納めた保険者の被保険者でなくなる場合があります。こういうことをもって見て、記述的に困難であるも分かります。だとして、次の3年間の歳入に回して、その分を介護保険料に引き下げる。これが準備基金だと思います。

基金の全額取り崩しにより、次期保険料を抑制するのが本来の基金ではないでしょうか。お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

確かに議員の言われるように、準備基金は3年間で基本として全額取り崩すということを基本的な考え方としておりますが、やはり準備基金は不測の事態に備えるということも必要なものというふうに考えておりますので、必要最低限の金額に関しましては残すということも、長期的な視野においては必要なものというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、3年間のことも言いながら、不測の事態に備えていく。また、長期という話も出ました。

そうじゃないんだよ、実際には介護保険法でちゃんと3年間となっているんですよ。ということで、もうちょっと触れるんですけども、今年の令和3年3月議会で、第8期の、今、聞いてきた介護事業計画があつて、保険料を作成して提案されて、可決して、今、5,700円なんですけれども、これは実際、このときの提案説明、全協で説明があつたんですけども、この中に、基金の取り崩しを行わない場合、保険料の基準月額5,987円となります。そもそもこの基金を取り崩さない、この発想自体がおかしいと思うんですよ。

じゃ、実際に、逆に全額基金繰り越した場合、先ほどの計算方式で、これを65歳の保険者で割ると、4,997円に引き下がるんですよ、実際の話。5,000円になるところを、1億円を、基金を崩して5,700円に抑えた。そもそものその発想が間違っていないですか。その点ちょっとお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

確かに議員のおっしゃるとおり、全額繰り入れるということが原則的な考え方であるということ、大前提は、十分に理解をしておりますが、仮に今現在、全額の基金を繰り入れ、4,900円という金額になった場合に、翌末期のところで準備基金を入れなかった場合、6,000円以上の保険料となります。そういったことを実際に行った場合に、被保険者の理解が得られるかということも考慮いたしまして、これはそのつなぎといいますか、緩やかな保険料の上昇を努めることも重要ということも考慮に入れた結果でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

全額入れどもということであって、不測の事態も分かるんですけども、僕らも準備基金の在り方について再度勉強したんですよ。こんな3年間の準備基金で持ち越しても、僕らも当初いいと思っていたら、実際には介護保険法をよく勉強して、よく見ると、3年間で運営していくというのが原則。この原則をちょっと取り違えているように思います。

そこで、蟹江町は軽減第1段階の軽減をやっているんですけども、じゃ、一般財源の繰り入れは、法的に考えると、法的にいくと、今回介護保険法はどうなっているかということで質問しているんですけども、法的にいくと可能だと私は思います。

そこで、一般財源の繰り入れについて伺っていきます。

介護保険法の第124条の2第1項、これは2014年の改正で、消費税の増税分に合わせた法定減免、これのできたんですけども、この第124条の中に、市町村の特別会計の繰り入れ等で、繰り入れは法的位置づけであると、この介護保険法で考えると、位置づけであると思えます。これについてどう考えているのかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

介護保険制度を持続可能なものとするため、介護保険法の定めにより、第1段階から第3段階の低所得者に対し、公費を投入することによって保険料の軽減が実施されております。軽減した額の4分の1の額を一般財源から介護保険特別会計へ繰り入れております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、第1段階から第3段階の法定減免の話が出ました。

確かに消費税が増税されて、0.75を0.7にしたりしているんですけども、この第124条を見ると、そのことには触れていないんですよ、中身は。

ちょっと読ませていただくと、第124条の2の第1項「市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から所得の少ない者について条例の定めるところにより行う保険料の減額賦課に基づき第1号被保険者に係る保険料につき減額した額の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を介護保険に関する特別会計に繰り入れなければならない」。これが第124条なんですよ。

ここで、ちゃんと所得の少ない者について、蟹江町の条例で定めるわけなんですけれども、そこに、別に法定減免以上に減免対応して、入れるのは駄目ですよと言っているわけじゃないんですね。

そこで、ちょっと伺っていきます。

よく罰則があるとかいろいろ言われているんですけれども、今の介護保険法令上、法定分を超える、今の軽減の、一般財源からの繰り入れを禁じる規定、制裁措置は一切ありません。これについてどう考えているのかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

法定分を超える一般財源から介護保険特別会計への繰り入れを禁じる規定や制裁はありませんが、介護保険の費用は高齢者の保険料が23%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれの負担割合が決められています。その負担割合を超えて一般財源を繰り入れることは、高齢者の負担を若い世代に転嫁することとなるため、高齢者が負担すべきとされる23%の費用の枠内の中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額を設定することで対応すべきと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

そういう理由で一般会計からの繰り入れ、やっている自治体も、後でちょっと質問するんですけれども、実際に行っている自治体もあるんですよ。そこをどうしていくかということなんですけれども、よく厚労省の指導により、単独減免の3原則とあります。あるんですけども、これは実際には拘束力があるわけじゃなくて、中身について、保険料の全額免除、資産状況等を把握せずに、収入のみ着目した一律の減免、保険料の法定減免分に対する一般財源の繰り入れ、これが単独減免3原則とよく言われるんですけれども、これはどこにも規定もなく、先ほど言ったように、厚労省でも会議指導、事務連絡に過ぎません。

よく厚労省も、一般財源の問題でやってくると、国民の理解、先ほどの23%の話が出ましたよね。国民の理解が得られにくい。一旦入れちゃうと、国保でもそうなんですけれども、一般会計からの繰り入れを一回入れちゃうと、もうやめられないと、よく厚労省が言います。

そこで、じゃ、実際に今まで聞いてきたことを、民生部長にも少しお尋ねをしていきたいと思えます。

保険料が余ったとき、次の3年間に繰り入れをして保険料を抑制するのが介護給付費準備基金。不足したとき、足りない部分を愛知県から借金し、返済が次の3年間の保険料で返済するのが、愛知県にある愛知県財政安定化基金借入金や償還金であります。実際に介護の特別会計では、皆さんが普通に分かるように、貯金も借金も調整は介護保険料で考えていきます。特に今回の質問した基金の取り崩しの考え方について、民生部長のお考えをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

板倉議員のほうから、基金の取り崩しの考え方についてご質問をいただきました。

現時点におきまして、私どもでは、愛知県の財政安定化基金の活用については、借入金でございます。借金でございますので、その運用・活用については現時点では考えておりません。

ですので、基金となるわけですけれども、その基金におきまして、ただいま議員からありましたように、この基金の基本的な考え方といたしましては、おっしゃるとおり、3年間の事業運営期間の最終年度において残高が発生した場合には、次期保険料を見据えまして、最低必要と認められる額を除き取り崩すということが、これは明確に示されているところでございます。

この最低必要と認められる額が、私どもにとっては、不測の事態に対する費用であるというふうに想定をしておるところでございます。

ただし、今の基金残高、課長から答弁させていただいたとおり、3億5,300万円、これを保有させていただいておるところでございます。この基金残高が、いわゆる最低必要な額であるかと言われますと、やはりそれは今現在では課題であるというふうに認識をしておるところでございます。

本来、課長からも何度も答弁させていただきましたけれども、基金の設置の目的の一つは、不測の事態に備えるものでございます。これ、コロナ禍が長期化していく中におきまして、まさしく今が不測の事態にあるというふうに私どもは考えておりますので、基金の取り崩しにつきましては、今後積極的に行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、部長からの答弁があったように、コロナが不測の事態かどうかはちょっと介護では分からないんですけれども、そういうことも一部言えます。

その最低必要な額というのが幾らなんだと。僕はもう全額と、今、言っちゃっているんだけれども、それを2億5,000万円はやっぱりちょっと残し過ぎだなということの答弁だと思います。

そこで、今、民生部長からの答弁を含めて、もう一度課長に聞くんですけれども、介護保険料の引き下げを、保険料の段階を、今、蟹江町は11段階なんですけれども、もっと多段階形を設定して、応能負担を強めて、収入の低い第1段階、第2段階の保険料、利用料を免除して、この免除をするに当たって、加入者に負担させるのではなく、先ほどから言ってきた一般財源の投入、また、準備基金を全額引き下げに回すなど、第9期の事業計画を待たずに対応することはできないのかということであります。

多段階で、県単位化で、保険料の基準額に対して所得基準の倍率が最も高いのが、岡崎の

2.65倍。蟹江町は1.9倍ですよ。ほとんどの自治体が2倍以上あるんですよ。この辺を考えながら、実際に第9期を待たずにしてできるものなのか、また要求したいんですけれども、引き下げることは可能なかお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

介護保険料は、第8期介護保険事業計画に基づき、中期的な財政運営を見込んで決定したもので、第9期の事業計画の前に、保険料の見直しを行うに当たっては、第8期事業計画の見直しが必要となり、少なからぬ期間が必要となるため、検討はしていませんが、第9期介護保険事業計画の策定に当たっては、介護給付費準備基金を大幅に取り崩し、保険料を上げないことを基本的な方針として考えていきたいと考えております。

また、保険料の多段階化に関しましても、次期計画においては様々なことを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

なかなか第9期のときにはいろいろ考えられる。ちょっと第9期までに、でも、実際に9期の事業計画を待たずにやれないことはないんですよ、やる気になれば。やっている自治体もあるし、実際に。準備基金をため込み過ぎだということで、もう全額繰り入れてやっている自治体もあって、その3年の間に引き下げた自治体もあります。

その点について、再度、やる気があればできると考えるのか、その点をお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にございましたやる気があるのかなのかということに関しましては、非常にお答えにくい質問箇所になりますけれども、今の段階で見直すに当たりましては、やはり現在の計画などを見直す作業などもございますので、まず第8期の間で見直すということは検討をしておりません。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

なかなかできないというのが現状かな。捉え方として、第9期のときに考えるということで、ちょっと最後に介護保険料のことについて、保険料は本当に高いということで、もう結構言われるんですよ。また上がっちゃったと。

最後に町長に伺います。

日本国憲法の第25条で、生存権を保障しています。そもそもその下で生活保護もあります。非課税制度もあります。介護保険の第1段階の世帯の収入は年間80万円以下、第2段階の世帯は120万円以下、これは実際に生活保護基準以下なんです。

この生活保護基準の方には、生活費とは別に、介護保険料も利用料も出ますよね。その中

でも、受けずに頑張っている方がいっぱいいるんですよ。その方に、その辺を強いる形になっているんですか。この点について、最後に町長の見解を伺って終わります。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

ほぼほぼ担当課長、部長が答えたとおりであります。この介護保険制度、2000年に始まりました。おっしゃるとおりでありまして、今、8期目であります。

蟹江町の第5段階の5,700円が高いか安いかはちょっと置いておきまして、準備基金については、3億5,000万円が若干多いような気もしないでもないとは、皆さんが思われることかも分かりません。

ただ、第9期について、今準備できるかという、多分不可能なことがたくさんあると思いますし、実際に介護保険料が高いからおかしいではなくて、保険料がそれだけ高くなってくるのは、それだけ手厚い介護が受けられるということをもまず思っていたかかないということも、言うていただく必要があると私は思っております。

実際、特別養護老人ホームも、また新たな進出も聞いてございます。地域密着型でしっかりと介護支援をするという、そういう施設ができれば、おのずと介護保険料に跳ね返ってくるのは、これは必然であります。そういったときの急激な保険料の変化にも耐えられるような準備基金を置いていくというのは、必要だというふうにご理解をいただければありがたいと思います。これらが全てではないです。

それと、蟹江町の場合、第1段階、まあご存じだと思いますけれども、2分の1、別にまた特別軽減をやっております。これは蟹江町だけあります。そういうことも、板倉さん、声高に言うていただかないと、何もやっていないわけじゃないんですよ、蟹江町は。

(「書いてあった」の声あり)

はい。そういう意味で、これからも介護保険、しっかりとまた第9期に向かってやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

それでは、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼保険医療課長、介護支援課長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時50分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時52分)

○議長 佐藤 茂君

質問6番 飯田雅広君の「選挙権18歳引き下げから5年経過、若者の政治参加は進んでいるか？」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお願いします。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「選挙権18歳引き下げから5年経過、若者の政治参加は進んでいるか？」ということに関して一般質問を行います。

平成26年に憲法改正に関する手続きを定めた国民投票法が改正され、国民投票の年齢が18歳以上になりました。これに合わせて、平成27年6月、選挙権年齢を引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。これに伴い、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以降にその期日を公示または告示される選挙から、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、国政選挙では、平成29年7月の参議院選で初めて実施をされました。

この参議院選では、18歳、19歳の約240万人が新たに有権者となり、投票率は18歳が51.28%、19歳は42.3%でした。全体の投票率54.7%に比べ低かったのですが、20代前半の33.21%に比べると高く、これは主権者教育の大切さを裏付けるものではないかと言われております。

それでは、18歳、19歳の新しい有権者の意識と投票行動はどのようなものだったのでしょうか。

NHK放送文化研究所では、第24回参議院選挙後に実施した世論調査の結果から、18歳、19歳の投票行動や政治意識を分析しました。投票した理由としては「18歳、19歳が選挙権を得たのに触発されたから」が最も多く、また、投票に行った人は、行かなかった人に比べ、選挙の大切さを学校で学んだ人や、「政治を話題にすることがよくある」、「ときどきある」といった人が多かったとのこと。しかし、その後の若者の投票率はどうだったのかというと、下がり続けています。

第24回参議院選挙後の第48回衆議院総選挙、平成29年における投票率は、10歳代が40.49%、20代が33.85%、30代が44.75%。なお、全年齢を通じた投票率は53.68%。

第25回参議院議員通常選挙、平成31年ですけれども、こちらでは、10歳代が32.28%、20代が30.96%、30代が38.78%とさらに低下をしております。全年齢を通じた投票率は48.8%になっております。

若年層全体としては、投票率はいずれの選挙でも他の年代と比べ低い水準にとどまっているのが現状です。そこで、若者の投票行動の現状把握等をしているかお聞きいたします。

まず、本年3月に行われた町長選挙と、今回の衆議院総選挙における年代別の投票率をお聞きいたします。

次に、このような現状を踏まえ、選挙管理委員会はどのように認識をされているのかお伺いいたします。

また、投票行動に関するアンケートなどを行っているかお聞きします。

以上3点、お願いします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、選挙管理委員会への質問ということで、私が選挙管理委員会の書記長を兼務させていただいておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、各選挙における全体の投票率につきましては、町長選挙については35.51%、衆議院議員総選挙につきましては53.02%でございました。なお、町長選挙、衆議院議員総選挙における年代別の投票率については把握しておりません。

続きまして、現状といたしまして、当町の投票率につきましては、決して高い水準ではないと認識しております。投票率の向上に向け、さらなる広報や周知が必要と考えております。

3つ目のご質問でございますが、投票行動に関するアンケートなどについてでございますが、こちらのほうについては、現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

年代別の投票率が分からないということで、できればすぐ分かると本当にありがたいなというふうに思うんですけれども、なかなか集計も難しいのかなというふうには思いますが、なかなかやはり若年層が投票行動に結びついていないという中で、できればアンケートを取っていただいたりして、それを本当にPDCAサイクルじゃないですけども、調べて、チェックして、実行に移すというようなことをしていただいて、ぜひとも投票につながるようなことをやっていただきたいなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、若年層全体としては、投票率はいずれの選挙でも他の年代と比べ低い水準にとどまっている現状になります。

総務省では、特に若年層への選挙啓発や主権者教育に取り組むとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めることとしています。

主権者教育に取り組む自治体の実例を挙げますと、東京都狛江市が、全国で最初の総合的な主権者教育計画を策定しています。狛江市総合的な主権者教育計画では、主権者教育を単に選挙や政治を学ぶという視点ではなく、社会的意思決定を学ぶことと定義し、既存の啓発事業に加え、親子で選挙に来てもらう、議場で校内活動を発表するなど、体験型の新規事業も計画しています。この同計画に基づき、特別支援学校等の教員への主権者教育の取り組み

を開始し、分かりやすい主権者教育の手引きを作成し、マスコミにも取り上げられ、他の自治体からも問い合わせが多かったというふうに聞いています。

高知県須崎市では、お笑い芸人による出前授業で新しい主権者教育を行っています。須崎市内の小中学校のうち、6校の児童生徒約920人に対して、お笑い芸人が講師をやっているんですけども、お笑い芸人による出前授業を実施しました。この出前授業を地元ケーブルテレビで放送し、市民全体にも発信したということです。

そこで、主権者教育にお聞きします。

まず、蟹江町内の小中学校における主権者教育の実態はどのようになっているかお聞きいたします。

また、GIGAスクールがスタートしております。主権者教育にタブレットをどのように活用していくのかお伺いいたします。

さらに、先ほど2例の例に挙げたような先進的な主権者教育を取り入れてはどうかお聞きいたします。お願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

主権者教育につきましては、新学習指導要領に基づき、小学校6年生及び中学校3年生の社会科、公民分野の単位で行われております。具体的には、小学校では憲法と政治の仕組みを学習したり、市役所、町村役場や市町村議会が果たしている働きなどについて学んでおります。中学校では、憲法の成立過程や大日本帝国憲法との比較、基本的人権なども含んだ内容となっており、教科書には若者の投票率の低さを考えさせる資料も掲載されております。

また、社会科、公民科以外の時間でも、主権者教育に関わる内容相互の連携を図るなど、教育課程全体で取り組みを行っております。

主権者教育につきましては、小学校6年生までは主に4月から5月にかけて、また、中学校3年生では10月から11月にかけて学習しております。

ICT関連機器は、児童生徒1人に1台整備され、授業に必要な資料などを集めて調べたり、また、情報を共有することに活用されておりますので、この単元につきましても同様に行われております。

それから、最後になりますが、主権者教育のところですが、先ほど議員からご提案がありましたように、東京都狛江市、高知県須崎市のような授業を行ってはということではありますが、狛江市の場合は、知的障害者などが社会に参画できる選挙権についての啓発、また、須崎市の場合は、お笑い芸人による出前授業を行い、一見堅苦しくなるような内容の授業を、もっと頭に入りやすくしてはどうかということと思われま。

蟹江町の特別支援学級の児童生徒に対しての主権者教育につきましては、個別の発達段階に応じた内容の授業を行っております。また、出前授業につきましては、コロナ禍でここ数

年はちょっと行っておりませんが、蟹江町選挙管理委員会のほうへ依頼し座学を行ってもらったり、実際の投票箱や掲示板を使用した児童会、生徒会の選挙なども行われております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

出前授業も、今、コロナ禍でできないというようなことですが、例えば本当にこの議場を見てもらうですとか、そういったことも一つの主権者教育になるのかなというふうに思います。そういう意味では、なかなかコロナ禍で難しいんですけれども、新しい取り組みというのをぜひともしていただきたいなと思います。

そういった中では、GIGAスクールが始まっておりますので、本当にいかにタブレットを活用していくのかということも、一つ有効な手段になるかなというふうに思いますので、そちらのほうもしっかりと研究していただいて取り組んでいただきたいと思います。

タブレットに関してですけれども、少し題目から外れるんですけれども、教育部次長にお聞きします。

GIGAスクールでは、1人1台タブレットを使用しておりますけれども、蟹江町学校生活適応指導教室あいらすにおけるGIGAスクールもスタートはしていると思うんですけれども、今日、つけさせていただいた資料にあるように、蟹江町はWi-Fiの環境が整っていないというふうに、11月現在の愛知県から頂いた資料には載っております。

この点に関して、教育次長に、11月の下旬ですけれども、どのような対応になっていくのかというようなことをお伺いしましたけれども、その後どのようなようになったのか教えていただけますか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、あいらすでのタブレットの活用についてお答えさせていただきます。

ICT関連機器の配備と同時に、授業支援ソフトを導入しましたので、それらを有効活用するため、あいらすにおいても先月の下旬に指導員に対して使用方法などの研修を行いました。通所している児童生徒たちが学習に使用できるよう、準備が着々と進んでいるところであります。

以上です。

○8番 飯田雅広君

Wi-Fi環境の整っていないところはもう改善されて、あいらすに通っている生徒さん、児童さんもしっかりとタブレットを活用していける環境になりつつあるということによろしいでしょうか。

どうなんだろうというふうで、教育部にはきちんとした対応をしてくださいというふうにお願いをしたんですけれども、素早く対応していただいてありがとうございます。

教育長に、すみません、ちょっと通告書がないんですけれどもお聞きしたいんですけれど

も、やはり主権者教育というのが選挙権、投票率上昇には重要だと思います。そのあたりに関して、教育長はどのようなご見解を持っていらっしゃるか教えてください。

○教育長 服部英生君

議員の言われるように、主権者教育、大変重要なことではあると思うんですけども、議員の通告の質問の後、中学校の教科書の確認をしました。3年生のところに、ここ数年の10代の投票率のグラフが載ってまして、それを基に、なぜ低いのかというような討論をするような、そんな教科書に、今、なっています。

教科書等を含め、やはりそういうものを扱って考えていくというのは非常に大事な事かなということをおもっています。

政治の中立性なんていう言葉があつて、学校でというのも、話題も一時期上がったんですけども、でも、やはり小学校のほうでは学級委員だとかいろんなところで選挙をする。あるいはいろんな何かをするときに、投票で決めていくという、そういうものが実際あるので、そういうことを含め、みんなで決めていくということの大切さ、話し合うことの大切さという意味で主権者教育をやっていくという、そういうことは、現場の先生方も十分把握されて取り組んでいると思っています。それを支援するようにしていきたいなと思っています。

以上です。

○8番 飯田雅広君

ありがとうございます。

それでは、次にいきます。

学生が主体的に参加するイベント、交流会などについてお聞きいたします。

兵庫県三田市では、学生のまち推進事業の一環で、三田学生サミットを開催しています。学生主体で取り組んでいる、また、これから取り組みたいまちづくり活動について、8団体がオンラインで発表し、NPOや経営コンサルタント、クラウドファンディング企業など、各分野で活躍している方々から、発表内容に対するフィードバックを受けるなどして、大いに盛り上がった取り組みをしています。

また、滋賀県愛知郡愛荘町では、子ども議会が開催されています。子ども議会は、愛荘町内の中学校、小学校の代表の児童生徒が、子どもならではの視点から様々な提案をし、町の各課が子どもたちの提案に対して答弁を行う、子どもが主役の議会です。

このような若者が政治を身近に感じることができる交流はあるのか、お聞きいたします。

1点目として、蟹江町も、以前子ども議会を行っていました。なぜ開催しなくなったのでしょうか。

2点目、次の世代を担う若者に、町政や議会への関心を深めることを目的に、大学生と高校生を対象にして学生議会を開催してはどうでしょうか。学生議員を公募により選出された町内の大学生や高校生で構成し、学生議員の中から議長、副議長を互選により選出し、町政

に対する一般質問を行い、学生議員の質問に対して答弁者として理事者が答弁するなど、蟹江町議会の一般質問通告方式に準じて行ってはどうでしょうか。そして、まちづくりに関する決議、今後のまちづくり等について、学生議会としての意思決定を行う、このような学生議会を開催してはどうでしょうか。

以上2点、お答えください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、2点いただきましたので、まず1点目、お答えさせていただきます。

昨年の5月12日付で、蟹江町教育委員会から議員の皆様宛てに、子ども議会の終了についてという報告をさせていただきました。4年ごとの開催であり、中学校3年生が参加している状況から、参加者にむらができるしまうこと。毎年中学校においてまちづくりミーティングが実施され、生徒は子ども議会と類似の体験をしているということ。それから、開催する時期が8月の夏休み期間中となり、広島平和記念式典中学生派遣事業や中学生沖縄県読谷村交流事業、マリオン市への中学生海外派遣交流事業などの他の事業と重なり、生徒や学校への負担が大きくなっていること、それから、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せないことなどから総合判断させていただきまして、中止を決定しました。

それから、続いて2問目になります。

まず、教育課の所管としましては、小学児童、中学生徒となりますので、今の答弁とちょっと重なりますが、中学校におきましては毎年実施されておりますまちづくりミーティングが、子ども議会の役割を果たしていると考えます。まちづくりミーティングは、事前に生徒たちから、蟹江町に関連して疑問に思っていることや実現してほしいことなどについて質問書を提出してもらい、その内容を所管する担当課が答弁書を作成し、それを基に当日町長から生徒たちに対してお話をさせていただくという内容になっております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

子ども議会は4年ごとということと、時期の問題というようなお話があつて、それに対して代わりにまちづくりミーティングをやっているのではというお話でしたけれども、まちづくりミーティングは、基本的に町長の強い思いがあつてやられているのでよかったですよね、町長。そうですね、町長の強い思いがあつて。この取り組み自体は本当に大変いいことだと思っておりますし、続けていただきたいなと思うんですけれども、やはり町長も未来永劫町長をやるわけではありませぬので、いずれは違う方に替わる時期が来ると思うんですけれども、そのとき横江町長と同じようにやれるのかという疑問は、今の答弁を聞いて思いました。やはりしっかりとした制度にさせていただいて、学生が参加できる、そういうような仕組みをもう一度つくっていただきたいというふうに思います。

また、若者。小学生、中学生ではなくて、高校生、大学生を対象とした、できれば模擬的

な学生の議会を開催していただきたいと思います。町内には高校はなくなってしまいましたけれども、今、SNSを使えば告知も十分できますので、そういう意味では、インスタですとかツイッター、LINEをしっかりと活用して周知を図っていただければいいと思うんですけれども、私、常々ずっと言っているんですけれども、そういったインスタだとかツイッターだとかフェイスブック、LINE等々の取り組みが、蟹江町は本当に弱いんじゃないかなというふうに思っています。この点に関しては、政策推進課長がいないので、室長、申し訳ないんですけれども、そのあたりのSNSの取り組みに関して、例えば今、稲沢のいなッピーも10年か何かでスタンプができていますし、きんちゃんもスタンプとかもあります。そういった意味で、蟹江町、やはり取り組みが弱いかなと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

今、議員がおっしゃったとおり、今、蟹江町ではそういった公式的なアカウントというのは、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックとLINEも含めてですけれども、できておりません。今、他の自治体の状況を研究しながら勉強させていただいておるところではございます。

今、唯一公式アカウントとしてできておるのが、ユーチューブというのは公式のアカウントを開設いたしました。これに関しては、今、観光情報とか、コロナのときの行政対応ということで、町長のメッセージ等も流したりというようなことで、いろんな周知のほうで利用をさせていただいております。

こういったものを利活用していくというのも一つの方法かなと思いますけれども、今はちょっとできるところから検討してまいりたいと思います。

○8番 飯田雅広君

ぜひともそういったデジタルツールを活用して周知をしていただいて、できれば学生議会を開いていただきたいなというふうに思っておりますので、また教育課のほう、よろしくお願ひします。

次に、若者の力を生かした投票啓発の取り組みについてお聞きいたします。

兵庫県三田市では、有志の学生による三田市に住む若者に、令和2年10月4日、投開票の兵庫県三田市議選の投票を促す取り組み、VOTE FOR SANDAが行われ、SNSや紙のポスター、パンフレットを駆使して争点を分かりやすく解説し、動画や写真の共有アプリ、インスタグラムへの投稿は48回に上がったこともあり、10代の投票率が40.97%と、4年前の前回から8ポイント上昇したということです。

また、今年度の兵庫県知事選で、若者の投票率向上を目指し、大学生を中心とした一般社団法人NO YOUTH NO JAPANが、兵庫県三田市と神戸市の選挙管理委員と協力し、投票済みを示すステッカーなどをデザインし、期日前投票所で配布しているほか、投票

日にも希望者に配る取り組みを行いました。このように、若い力を生かした投票啓発の取り組みが行われております。

そこで、お聞きいたします。

蟹江町では、選挙管理委員会等が先導し、若者が政治に興味を持ち、参画する仕組みを構築しているかお聞きいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、蟹江町内には、現在のところ高等学校や大学などの教育機関が存在していないため、選挙権を持つ方が在籍する教育機関と連携した取り組みは実施しておりません。

しかしながら、少しでも政治や選挙に興味を持ってもらえるように、次の取り組みをさせていただいております。

まず、小中学校への取り組みといたしまして、先ほども教育課のほうからございましたとおり、選挙の出前トークを募集させていただいて、小学校、中学校へ出向き、選挙に関する講話や模擬投票などを実施しております。こちらにつきましては、現在コロナ禍でちょっと自粛はさせていただいておるところでございますけれども、そういう取り組みをしております。

続いて、明るい選挙の啓発ポスターを募集させていただいております。こちらにつきましては、夏休みの課題といたしまして、小中学校のほうに依頼させていただき、優秀者には県のコンクールのほうへ出展させていただきながら、記念品を贈呈させていただいておるところでございます。

3点目といたしまして、こちらにつきましては、町長選と町議会議員選挙のときだけでございますけれども、啓発標語の募集を行わせていただいております。各学校を通しまして募集をかけさせていただいて、採用者には記念品を贈呈するとともに、当該選挙で広くその標語を活用させていただいて、広報啓発に力を入れておるところでございます。

若者向けの取り組みといたしましては、期日前投票の投票立会人を公式ホームページで募集させていただきまして、応募のあった方を登用させていただいております。また、大学生を積極的に期日前投票の選挙事務従事者に登用させていただいておるという現状でございます。

最後になりますが、成人式が毎年行われますので、成人式出席者に対しまして、選挙に関するリーフレットを配布させていただき、周知をさせていただいておるというところがございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

幾つかこういうことをやっていますよというようなお話をさせていただきましたけれども、

例えば出前トークの件に関しまして、コロナで行われていないということですが、まさにこれもオンラインでやればできるんじゃないかなというふうに思いますし、ポスターに関していえば、正直個人的には、ネットで探していいものをパクってつくるといったことをやっているんじゃないかなと、私だったらそういうふうに図案を考える力がないものですから、今だったらネットで探していいものを見てまねするんじゃないかなと。ですので、選挙のためにつくるんじゃなくて、課題をこなすためにやるんじゃないかなというふうに思っています。標語とかに関しても同じような感じじゃないかなというふうに思います。

成人式のリーフに関しまして、恐らく皆さん久しぶりに会った友人等のお話を中心になって、どうしてもこういうものを、目をなかなか通さないんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味では、今、多分やられていることというのは、それほど効果がないんじゃないかなと私としては思います。そういう意味では、もっと何か違う仕組みをつくっていただいて、若者が政治に興味を持つような、そういったことをしていただきたいなと思うんですけれども、総務部長はこの点に関していかがお考えでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

ご質問がございました若者の選挙離れというか、低投票率についての見解ということでご答弁申し上げます。

私も、先ほど総務課長が答弁したように、若年層の投票率というのは大変低いと私自身も認識しております。

そういった中で、若年層に対するそういった働きかけ、若年層と若い方と選挙との距離が随分あるんじゃないかなというところを自分自身感じております。

議員のほうから、東京の狛江市の非常にいい資料のほうをご提供いただきまして、ありがとうございます。私も中を見させていただいたんですけれども、まさに今の教育委員会の学校サイドの子どもさん、生徒さんに対する教育、それから、選挙管理委員会の中での出前授業とかそういったことも含めて、これは狛江市の資料の中にもございましたように、組織的な横断的な取り組み、例えば議会の事務局、議場を貸し出すとか、そういった教育委員会と選挙管理委員会以外のところの町長部局の中の、いわゆる横断的な連携でもって主権者教育というのは進むべきものかなということは、自分自身、今現在認識しております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

突然振りまして、ありがとうございました。

最後に、町長にお聞きします。

若年層の投票率は、いずれの選挙においても平均投票率の半分程度になります。若い世代の投票率の向上を目指すため、まずは、選挙は民主主義の根幹であり、我々の未来を託す極

めて重要な権利の行使であるということを、特に若い世代の方々にしっかりと認識していただくことが重要であると考えます。

そして、若年層の投票率向上のための様々な取り組みをしていかなければならないと考えています。町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

答弁漏れがございましたら、またおっしゃっていただければありがたいと思います。

まさに選挙は民主主義の根幹であります。先ほど来、主権者教育の話もありましたが、私が平成7年の4月に蟹江町議会議員にならせていただき、選挙という、いわゆる住民投票で選ばせていただきました。実際、住民と議会との距離感を相当感じた、まあ26年前の話ですけれども、感じたのも事実であります。残念ながら蟹江町の政治の中でやっぱり欠けているのは、住民との触れ合い。行政もそうでありまして、町民との協働まちづくりというのに非常に薄かったのかな。強い指導力があってここまで行政が引っ張ってきたといえればそれまでなんですけれども、そうではなくて、もう少し住民の皆さんの地域の事情を聴いて、それを行政に反映する。至極当たり前のことなんですけれども、それが欠如しておったのかなということを、私は政治選挙の中で感じております。

そんな中で、平成17年4月に、17代の町長になったときに、タウンミーティングをやろうということで、これは我々、例えば副町長と2人だけでやっているわけであります。まずは自分を追い込むことから始めて、どんな質問でもいいですから、受けますから来てください。分かることはその場でお答えし、分からないことは必ず答えを出すと……

(「ごめんなさい、何か時間が進んでいるんですけども」の声あり)

いいですか。

ですから、まずそれを力にするということは、各町内会で実際やったんですけども、どうしても、さあどうぞと言っても、声は出ないんですよ。絶対出ないんです。続けることによって徐々に出てくる、もう一つ言うと女性の声、若い人の声がどんどん聞こえてきた。これは本当によかったかなと、今、思っております。

そんな中で、4年前、中学生に、子ども議会というのはもうもともとあったんですけども、そうではなくて、中学生の出前授業の時間を取っていただいて、教育委員会の皆さんに。そして、1時間ぐらいではありますけれども、私と副町長がテーマをつくって、最初は本当にどうかを何とかしてほしい、電気が暗いから明るくしてくれ、体育館の時間を長くしてくれ、直接自分に関係することしか質問がなかったのが、回を重ねるごとに、前の道路のあれはいかんよだとか、本当に公共的な話までするようになったんです。

ああ、これだなと言っているときに、またコロナです。これでちょっと止まってしまったんですけども、でも、先ほど言いました、例えば公式アカウント、ツイッター、LINE、

それからフェイスブック、あります。これはもう徐々にやっていくべきですけども、まずは僕は、若い世代からしっかりと政治というのか主権者教育も含めてでありますけれども、決めるということについてお話をさせていただきました。

児童会、生徒会、全て自分たちが決めたルールで進んでいく。これも政治なんです。そういう意味でいけば、決めることの大切さをしっかりこれから我々の立場で皆さんにお知らせをしていきたい。その媒体として、先ほど言いました電子情報もあります。紙媒体もあります。アンケートもポスターもありますけれども、たくさんのアイテムを使ってこれからもやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○8番 飯田雅広君

町長、途中で止めてすみませんでした。

本当に、町長がやられているまちづくりミーティングは、本当に大変いいものだと思いますので、またしっかりコロナが早く明けて、やれるといいなと私も思っております。

海外の選挙権年齢はどのようになっているのかというと、現在、海外では18歳以上が主流になっています。国立国会図書館の調査、平成26年では、世界の191の国の地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を18歳以上と定めています。

例えばアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアでも18歳以上となっています。我が国も選挙権年齢の引き下げによって、ますます若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されていますけれども、実際は残念ながらそのような形にはなっておりません。人口減少時代に向かう今だからこそ、若い世代が当事者意識を持って日本の未来を考える力を養える環境づくりが必要であり、日本の未来のためにこのような環境が整うことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

お茶が用意してございますので、14時45分にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(午後2時30分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時46分)

○議長 佐藤 茂君

質問7番 安藤洋一君の「災害に強い町づくりを求む」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へ。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い「災害に強い町づくりを求む」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、参考資料はタブレットにも掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

近年、日本全国はおろか、世界中が地球温暖化によるものと思われる異常気象に見舞われ、さらには地殻変動や火山活動による地震や噴出物による被害など、その自然の驚異には枚挙にいとまがありません。全く想像もつかないような出来事が頻発しています。

我が蟹江町も、そうした様々な自然災害や出来事を教訓として学び、明日にでも起こるかもしれない災害に備え、準備をしていかなければなりません。できる限りの災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

そこで、当町において発生する可能性のある自然災害等について、その種類や発生状況に分けてお尋ねいたします。また、町の管轄ではない内容も多数含まれますが、基本として、町は町民の生命と財産を守るという理念の下にご答弁をお願いいたします。

1番目、まず、内水氾濫についてお伺いします。

昨年、令和2年9月の台風10号による影響で、町内各地において道路冠水が発生しました。これが、いわゆる内水氾濫と呼べる事象と思われまます。

資料1は、9月4日と7日の1時間当たりの最大降水量を表しています。9月4日と7日です。4日が48ミリ、7日が59ミリ。これが1時間当たりの最大降水量です。

資料の2と3は、その日の時系列の降水量を表しています。よく見ていただくと、4日が11時、12時、ほぼ11時の1時間。それから、こっちが7日です。こちらが10時、11時にまたがって集中して降っています。その以外はほとんどゼロということで、どちらもほんの1、2時間の間の出来事で、いかに短時間に集中して降ったのかがお分かりいただけると思います。

これが、資料4番は9月4日の分の蟹江町内の実際にあった冠水状況です。

それから、これが7日の冠水状況です。これは、この辺に輪っかが見えます。マンホールからの逆流の様子です。そういったことも見えるかと思えます。この状況を、蟹江町内で起こった冠水箇所の一部の実際の写真なんですけれども、いかに短時間の大雨に弱い地域かがよく分かると思います。

質問です。

これは決して珍しい雨量ではありませんけれども、町内において1時間当たり40ミリを超えるような大雨が降ったとき、ほぼ毎回冠水する場所を町として把握されていますか。いかがでしょうか。できれば地図上で示していただくと分かりやすいので、よろしく願い

たします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、冠水の場所の把握というところのご答弁をさせていただきたいと思います。

これまでの台風だとか大雨によりまして、住民からいただきました情報や、職員によるパトロール等で蓄積したりしたデータを整理することで、主な冠水箇所としては把握をしております。

地図上で示すというところで、すみません、また提示、今、ご用意はできていないので、またご提示させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

資料をそろえるのは時間がかかると思いますので、これも日頃からそういう整理をして、少しずつ起こったときに地図上に落とし込んでいくとか、そういう地道な作業をお願いしたいと思います。

町として、これまでの経験上、今おっしゃったように、決まった雨量を超えると冠水することが予想される場所が、ほぼ分かっているのではないかなと思いますけれども、その場所に対するこれからの改善策、予防安全策、これは何か考えられていますでしょうか。

何度も冠水・浸水に見舞われている住民の皆さんの気持ちにしてみれば、早急な対策が必要かと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

改善策や予防策についてのご答弁をさせていただきたいと思います。

冠水被害は、農繁期に重なることが大変主な大きな理由となりますが、排水機によります予備排水の調整だとか、水路等の水利管理について徹底することが、まず第一だというふうに考えております。

また、計画的な側溝及び排水路のしゅんせつや、地区の状況に応じました側溝及び排水路の改修に努めることで、予防策となっていくのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

さっきの4番目の写真、ちょっと見ていただくといいんですけども、この4番目の写真です。この現場には、この前の年、令和元年7月22日の大雨の際には、土木農政課の職員の皆さんに来ていただいて、おふたりぐらい来ていただいたと思います。一緒に長靴を履いて、かっぱを着て、現地調査をしたというふうに記憶しております。

さらに、この写真4の中に写っております、わかりますね、このマンホール。色が変わっ

ていますけれども、ここは、たしか、ちょっとこれはうろ覚えなんですけれども、3、4年ほど前に蟹江町で設置していただいた排水ポンプです。もうその前から、ずっとここはひどい水がたまりやすいところで、排水が悪いところだったということで、排水ポンプを設置していただいたんですが、設置してそう時間はたたないんですが、その排水能力が降水量に追いついていないように見受けられます。こうした現状をどうお考えでしょうか。お願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

ご答弁させていただきます。

こちらの写真に写っている場所なんですけど、私どももやはり冠水場所として把握しておる場所になるのでございますが、こちらのポンプがあるわけですが、そのポンプのみではなく、周辺の古い側溝の整備だとか、そういったポンプのほかの周辺の整備と、あと、ポンプの更新等を検討しながらこういった対策をしていきたいなというふうに、今現在考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。本当に大変な状況が毎回毎回続くので、ぜひとも早急な対策をお願いしたいと思います。

それで、このような地域にお住まいの、ある方からの本当の生の声なんですけど、蟹江町にはもう住みたくないとおっしゃられています。ここに住みたくないんじゃないんです。蟹江町には住みたくないとかに言われました。

先ほどの三浦議員の質問の中でも言われた、人口減少の一つの原因になっているかもしれないね、これが。そういった町民の声も踏まえて、後ほど町長にはまとめてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、国土交通省では、外水要因の性格が強い洪水ハザードマップに加えて、内水ハザードマップの作成を推奨しています。

これは、国土交通省のホームページからちょっとコピーしてきたものなんですけれども、ここです。洪水と内水では浸水区域が大きく異なることがある。また、浸水が発生する際の気象条件、降雨開始から浸水発生までの時間、浸水の頻度等が異なるため、洪水ハザードマップのみの情報では十分ではないと表示されております。極端な気象条件や地震、津波による災害への知識や備えも重要であり、必要です。

これは、蟹江町の洪水ハザードマップです。

本当にいろいろ洪水ハザードマップとか高潮ハザードマップ、それから浸水津波避難ハザードマップ、たくさん資料があつて、その中に非常に貴重な資料、それから注意、心構え、どんな準備をしたらいいかということたくさん入っていますので、町民の皆さんにはぜひこれを熟読していただいて、いつでもぱっと思い出せるようにしておいてほしいんですが、

想定が、よく見ると、洪水ハザードマップで1000年に一回とか100年に一回程度、それから、高潮ハザードマップにおいても、発生確率500年から数千年とか書いてあるんです。それから、浸水津波避難ハザードマップですか。これも、理論上最大モデルの被害想定というふう
にうたっているんです。これも大事なんですけども、あまりにも想定規模が大き過ぎて、身近に緊迫感を感じることができないのではないのでしょうか。逆に、自分たちの時代はまあ大丈夫だろうと、1000年先だからまだいいじゃないというような、そんな誤った認識とか油断とか、そういうものを与えてしまう可能性もあります。

そういう観点からも、身近に起こりうる災害、頻繁に起こりうる災害、これに対する備え、これを、町民に対する啓発活動も重要ではないかと思えます。

当町においても、内水ハザードマップの作成を考えられてはいかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問の内水ハザードマップの作成についてお答えいたします。

町では、水防法の改正に伴う想定最大規模の浸水域を記載した蟹江町洪水ハザードマップを令和2年3月に作成して、全戸配布いたしました。このマップに記載されております浸水想定は、内水氾濫も加味したものとなっております。

ハザードマップの目的としては、住民の皆様が自ら災害の想定を理解し、命を守るための適切な行動を取っていただくことが重要であります。既に作成しました各種ハザードマップを活用し、自主防災会をはじめとした地域住民の方々と連携して啓発活動を進めていきたいと考えております。

また、内水ハザードマップの作成についても、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

今後検討されるということで、取りあえずはまだないので、こういうハザードマップで啓発活動をしていかないかんですけれども、本当に日頃の危険度を熟知してもらわんと、本当にいかんと思うんです。やっぱりタイトルに、1000年に一度、100年に一度というのが入っちゃっているんで、やっぱりどうしても人間心理として、私の時代はまだかなとかというふうに思いがちなので、自分でもそうですから。ぜひ早いところ作成に着手していただきませうようよろしくお願いいたします。

次に、外水氾濫について伺います。

外水氾濫において最も重要になるのが、河川の堤防であります。蟹江町で最も大きな日光川においても、数年かけて堤防耐震対策工事が行われ、また、令和元年には地盤沈下対策河川緊急整備工事というのが、愛知県によって行われていたようです。

これは、現在行われているものの、現場の看板をちょっと撮ってきました。ここに書いて

あるんです。堤防耐震対策工事、国土強靱化対策工事ということで、愛知県ということでやっておられます。

その堤防耐震対策工事等ですが、その流域周辺に住む蟹江町民にとっては、これは大変安心できる、心強い喜ばしい情報であります。県と町では管轄が違いますが、そこに住んでいるのは蟹江町民であります。ぜひとも広報などを利用して皆さんに周知して、少しでも皆さんに安心感を与えていただけないでしょうか。蟹江町の事業ではないですけども、蟹江町民のためです。

また、どう安全な対策工事なのかも、ちょっとミニ知識みたいな感じで、今の工事で、この名称、あとどういう効果があるんですとかという、ちょっとしたミニ知識も公表していただけると、より一層理解と安心感が深まると思います。この点いかがでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、日光川について、堤防耐震対策工事等の公表についてお答えをさせていただきます。

現在、日光川におきましては、令和3年度から西之森九丁目付近におきまして、河川断面の拡幅による堤防補強工事を行っております。新蟹江小学校付近におきましては、令和元年度から、矢板等の設置をしながら堤防補強工事を進めておる状況でございます。

こういった工事の公表をすることによりまして、住民の方々の安心感を持っていただくということは、大変大切なことだというふうに思いますので、愛知県とも協議しながら、周知方法について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。本当にぜひ皆さんにお知らせして、ちょっとでも安心していただけるようになるといいかなと思います。

では、次、その河川堤防ですが、近年の災害は、豪雨による増水が原因で越水、さらにはそれが原因で破堤し、大洪水、大災害が発生するという事例が全国的に多発しております。

これは、蟹江町周辺の、今年の台風10号のときの雨雲の状況です。この青丸が蟹江町の真ん中辺りです。これが雨雲です。

それから、このときの日光川の増水状況、こちらがそのときの、去年の9月7日の午後1時頃の増水状況です。こちらが、今年、つい最近撮った平常時の日光川の状況です。見比べていただくと、こちらの平常時は犬走りがはっきり見えます。それから、大膳川からの排水口も、これもはっきり見えます。それが、去年のこの増水したときには、もう犬走りも見えません。完全に隠れています。橋脚もだいぶん隠れています。それから、排水口もだいぶん隠れています。こんな状況です。

このとき、台風10号そのものは、はるか九州の北の海上を北上していましたが、その影響の雨雲はしっかりこの海部郡で発達し、画像のような状況でした。数時間にわたってという

定義があるようなので、正式には言わないのかもしれませんが、素人目にはまさしく線状降水帯が発生しているように見えます。

この状況が発生している中で、日光川左岸堤防は、対越水、対破堤についての強度は大丈夫なのでしょうか。また、幅が極端に狭くなっているところにストレスがたまって破堤するという危険はないのでしょうか。

私をはじめ、素人の近隣住民の皆さんは、みな不安視しております。新しく整備された堤防を見ますと、非常にきれいにしっかりと造られており、今度はこちらです。これが対越水堤、これの一番下です。これが対越水堤防の出来上がりだそうです。これは、中日新聞の記事からちょっと拝借したんですけれども、これが対越水堤防です。普通の堤防だと、何もないと、もうこれは越水したときに、外側の土砂がえぐられて、それが原因で破堤するという、それが近年の大災害、大洪水の典型的な例だということだそうです。

新しく日光川で整備されたこの堤防をちょっと見ると、この図のとおりのように見えて、非常に強いような対越水堤防のように見えるんですが、この工法そのものは、過去20年近く政府で凍結されておって、近年の越水・破堤の頻発で国により復活された工法であるという、これも報道されました。ですので、この日光川への採用は、時期的にちょっと無理なような気がします。この辺、この堤防の工法、その辺もちょっと県への確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○土木農政課長 東方俊樹君

日光川左岸堤防、対越水、対破堤についての強度のことについてお答えをさせていただきます。

こちら、議員もおっしゃったように、愛知県の管轄する河川になりますが、河川管理者であります愛知県に確認をいたしましたところ、現在、日光川河川整備計画により順次整備を行っているところでございます。

蟹江町内で申しますと、現況の堤防高というのが、実際計画して、これぐらいなきゃいけない高さの計画堤防高とほぼ同等となっております、高さに関しては特に問題がないというふうにお聞きしています。

越水対策としまして、危機管理型ハード対策というものを平成29年から実施しております、堤防をアスファルトで保護することで、雨水の浸透を抑制するとともに、のり肩部分の崩壊を遅らせる対策をしておるところです。

破堤対策としましては、南海トラフ地震によります最大規模の地震を想定しまして、矢板等の設置を施工しているということでした。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

現状の対策としては、できるだけことはやっただいておるんだろうと思いますけれども、去年の9月7日の1時間当たり最大降水量59ミリを記録したんですけれども、これは、記録的短時間大雨情報の基準にも、もう少し当てはまらないというようなことなんですけれども、この発表基準に満たなくてもこんな状況です。記録的短時間大雨情報にまだまだ満たないような雨でも、ここまで増水するということですので、本当にこれが日光川は大丈夫なのか、堤防が大丈夫なのかというところを、これからも小まめに県と情報を共有していただいて、注視していただきたい。また、情報を流していただきたいというふうに思っています。

素人目に見ても、ここの広いところが5.2メートル、狭いところが幅3.1メートル、これは日光川の左岸堤防です。このちょうど見えるこちらの、これが左岸堤防になります。ちょうどこの辺りで細くなって、これが細いままきていますけれども、こんな状況です。

素人目に見ても極端な、または不自然な形状のものは、必ずそこに無理や負担が生じる。つまり、ストレスがたまります。そして、たまりにたまって限界が来ると破壊する。例えば、よく言われます金属疲労、それや、私の本業になりますけれども、高圧電気設備における絶縁破壊、これらにも共通して言えることではないかと思えます。人間でもそうです。世の中のあらゆる物事や出来事にも通ずることではないかと思っています。

ちょっとここで、昨日の夜、ちょっと思いついたんですけれども、これは割り箸。別に手品をやるわけじゃないんですけれども、これが堤防の面のそのままの幅できているとします。こちらは、これです。途中で半分ぐらい、これは6割ぐらいなんですけれども、半分になったとします。これをこうやってやっても、この割れ目のところはのりで固めてありますけれども、これは結構な強さです。割れません。これは今から初めてやるのでどうなるか分かりませんが、ここものりをつけていますけれども、これはどうなるか。こういう感じです。これです。こういうことになるのではないかなと、一番分かりやすい状況だと思えます。

ですので、このすぐそばに暮らしている人たちは、本当に怖いです。人ごとじゃないです。よく水がちょろちょろ堤防の間から流れてくるとかいうことも、本当に敏感に気になって耳に入ってきます。

ですから、どうかこういったことも県とやり取りして、町民はこういう気持ちでおるんだということも伝えていただいて、ぜひともこれからも改善していただきたいと思えます。このぐらいにします。

話は変わりますが、顕著な大雨に関する情報という名称の情報があります。今年の6月に新設されたものですが、どうなのでしょう。ある民放では、視聴者に意味が伝わりにくいため、早々に線状降水帯のみの表現で報道していました。

地方自治体には関わりない部分かもしれませんが、危機感や緊急性が伝わりにくいとは思いませんか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました顕著な大雨に関する情報についてお答えいたします。

顕著な大雨に関する情報は、線状降水帯というキーワードが使用され、大雨による災害発生の危険度が高まっている状況で発表されます。顕著な大雨に関する情報の発表があった場合は、線状降水帯の発生に関わる情報として、警戒レベル4、避難指示に相当する状況であるとの危機感を住民の方に持っていただけるよう、防災学習会等の機会を捉えて、積極的に啓発していきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

今年の5月にも、たしか警戒レベルという名称のランク分けが、ちょっと分かりにくいということで変更されたということで、やっぱり地方とかそういったところから声を上げて、これはもうちょっと何とかしたほうがいいですよとかいう声も上げてやると、中央政府は気がつくのかなと思いますので、ぜひその辺も伝えてやってください。

ちょっと時間がありませんので省いて、町長にお尋ねいたします。

近年、災害時、停電時に避難所等に緊急に電力を供給できる非常用電源として、電気自動車を公用車として準備・確保する自治体が、全国で増えていると聞きましたが、我が蟹江町の状況と今後の展開はいかがお考えでしょうか。

それともう一つ、長期にわたるコロナ禍で、行事やイベントが、当町主催はもとより町内会を含めいろいろな団体においてほぼ中止になってしまったように見受けられます。また、組織そのものが存亡の危機に瀕している団体さんもあるやにお聞きしております。

一方で、防災・減災の観点からも、常日頃からの人と人のつながりや交流は、ますますその重要度を増していると思われれます。というよりも、これこそが災害に強いまちづくりの原点ではないかと私は考えています。

新型コロナの世界中での感染再拡大の兆候や、新変異種オミクロン株の台頭など、予断を許さぬ状況はまだまだ続きそうですが、町長のご見解をお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、適切な答えになるかどうか分かりませんが、まず、電気自動車のことにつきましてお答えをしたいと思います。

当町は、実は早い時期から、メーカーは言いませんけれども、3台リースで電気自動車を、今、運用しております。これは、行政改革で無駄をなくそうということ、事業見直しだとかいろいろ見直しをした時代がありまして、そのときに精査をして、車をできるだけ集めて、使えるものについては使う。使えないものについては処分をし、できるだけガソリン消費のかからないものということで、取りあえずはということで3台導入をいたしました。

新たに再リースをかけて、新しい機種で、今、運用をしておりますけれども、今、安藤議

員がおっしゃっているのは、多分その電気自動車で家庭用電源にならないかという、ちょっとそれとはまた話が異なっていて、容量の大きな、メーカーはTさんとNさんの2種類しか今ないように聞いております。当然家庭にそれを持ってこようと思うと、大きなモジュールが要りますし、直接バッテリーの充電位置のところへ差し込めば、そこからジャックが出ておまして、携帯電話の充電もできますし、それからポットを沸くこともできる。自由自在にはできると思いますし、実際にうまく使えば1週間ぐらいその電源で、普通の家庭用、4人ぐらいの暮らしのところだと、普通の生活をすれば賄える量ぐらいの電気容量を持っている自動車が実際にあります。ただ、それを今すぐ蟹江町に導入ということになると、ちょっともう少し時間をいただけるとありがたいのかなと、こんなことを思っております。

この本庁については、非常事態になった場合、非常電源を確保すべく装置はありますけれども、ほぼ3日間ぐらいは、最小限の消費電力ならいろいろ情報を出すことはできますが、ほかの支所なり、それからほかの出先機関では、なかなかそれはかないませんので、もしもそういうものがあれば、電源として使うことができるということは分かっておりますので、また今後考えていかなきゃいけないときが来るのかも分かりません。ご容赦をいただきたいと思います。

また、日常生活にはやっぱりコミュニティーが必要だということを、今、おっしゃいました。まさにこれは、今始まったことではなくて、やっぱり地域の情報は地域でしか分からないわけでありまして、今、31の町内会、嘱託員さんをお願いをして、いろんな情報収集をしております。そんな中で、特にこういう非常事態のときには、いち早く情報を察知し、その事に当たるということが必要だというふうにも今でも考えてございます。

しかしながら、残念ながら、今、いろんなところの団体で、このコロナ禍が影響しているのか分かりませんが、まずは自分、間違いなく自分は一番大切なんです、その次に仲間、友達、サークルということがなかなか言いづらい時間になってしまったのが、非常に残念であります。協働まちづくりモデル事業、そして支援事業、それから委託事業とあって、民間の方にどんどん蟹江町の仕事を一緒になってやっていこうという協働のまちづくりの観点からいくと、もう一度やっぱりしっかりと、今、蟹江町にあります民間団体も含めて、コミュニケーションを強化していかなきゃいけないなど、こんなことを、今、思っております。

どこの団体のことを議員がおっしゃってみえるか分かりませんが、全般にやはりそういうことが、今、言えるんじゃないかなということを思いますので、再度、ウィズコロナになるのかアフターコロナになるのか分かりませんが、そんな中で、コミュニティー、コミュニケーションを深めるような、そんな施策を進めてまいりたいというふうに思いますので、またご相談いただければ、できるところからやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

最後にもう一問お願いいたします。

内水氾濫について、蟹江町内、たくさんあちこちですぐに道路冠水したりするところがあります。ぜひこれらを一番危険なところからランクづけなどできたらして、もうたくさんあるから手がつかんがやというのではなくて、一つずつ確実に潰していくということはできないでしょうか。何とか1カ所ずつでも進んでいけば、先が見えてくるような気がします。その辺ちょっとお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私がお答えするのは適切かどうか分かりませんが、またおっしゃっていただけるとありがたいと思います。

先ほど一般質問でこういう資料をいただいて、これは私も十分理解をしております。どこだかもすぐ分かります。

ご存じだと思いますけれども、この海部管内、33万人住んでいるわけでありまして、稲沢のところまでが大体プラスマイナスゼロ、木曾、長良、揖斐の、いわゆる三角州、砂州でできた地域でありまして、マイナス平均2メートルという、本当に低い自治体に住んでいる我々の中で、未来永劫の問題として、排水、それから給水、この問題があったわけでありまして。

特に、ここ、時間50ミリでほぼほぼ都市計画がなされているまちづくりの中で、1時間当たり50ミリを超える雨が当たり前に今、降り注ぎ、ご指摘のあった線状降水帯かどうかは別として、集中的に雨が降ることはもう予想されます。10年前の雨の降り方とは全く違うということも理解をしております。

今、担当の課長が申し上げましたとおり、排水機的能力を上げればいいという問題ではなくて、そこに集まってくる水を処理するだけの、いわゆる側溝、都市下水路、この辺は今、今日公共下水道が完備いたしましたので、生活雑排水についてはもう下を流れますので、その分だけだいぶ助かっていると思います。ただし、雨水については表面を流れますので、それをできるだけ早く排水機のところへ持って行って、川に吐き出す。ただ、川に吐き出すといっても、その川から最終的に日光川に行き、日光川から海に行くわけでありまして、排水機の連鎖はそこでありまして。

ただ、それが順調に回ってこそ、地域の安定になるわけでありまして、先ほど来言っていますように、非常に降水量が急激に、短時間で降るといって、こういうことについては、再度考えていかなきゃいけないんですが、今までやってきたことを我々としては続けていきたい。まずは側溝の整備から、小さなことかも知れませんが、地域の側溝の整備からしっかりと始めながら、排水機へ持って行く、排水機的能力を上げていく。それから、今、農業を営んで見える土地改良の皆様方をお願いをしている排水機もパワーアップをする、そして更新をする。これも続けていかなきゃいけない。それに莫大なお金がかかるということでもあります。

ので、しっかりと国に要望し、できるところから順番にやっていきたいと思ひます。

質問の、どこに内水氾濫がするかということについては、ある程度分かつてはおるんですけども、相当改良はされました。改良はされましたが、まだまだそれによって能力アップした排水機もありますが、今、言われたように、降水量には追いつかない場合もありますので、再度しっかりと点検をして、パワーアップをしていきたいというふうに、今の現在は思っております。よろしくお願ひいたします。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。本当にこれからも確実に、地道に進めていっていただきたいと、よろしくお願ひいたします。

今、お言葉もありましたけれども、内水にしても外水氾濫にしても、やっぱり単独でなしに、県とか国と協働していかなきゃならんと思ひますので、町長の強いリーダーシップ、海部管内での強いリーダーシップを使っただけで進めていただきますようによろしくお願ひいたします。

それから、付け足しになりますけれども、これは全く別件なんですけれども、町長にお願ひがあります。

今回の質問では、このカラー画像、それから資料を多数使用しました。ほかにも多くの議員がパネルやタブレットに資料を掲載しました。理事者の皆さんのお手元にもカラー印刷で配付しております。これが、言葉だけや白黒画像では、なかなか内容や私の思ひが半分も伝わらなかったのじゃないかと思ひます。

それなのに、この資料は、この場だけのものですので、もうこのカラー印刷も、このパネルも、質問が終わればもう不要になってしまいます。手間暇、経費がかかった割には、非常にもったいない話であります。そこのところをご理解いただき、ぜひとも理事者の皆さんにはタブレットを導入していただき、議場にはモニター画面を設置して、傍聴者の皆さんにも、今何を質問しているのか、何を話し合っているのか、理解しやすい、皆さんで情報を共有しやすい環境を整備していただきますようご提案申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、安心安全課長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後3時31分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時34分)

○議長 佐藤 茂君

質問8番 中村英子さんの「副町長には女性の起用を！」を許可いたします。

中村さん、質問席へお願いします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

人事に関わることではありますけれども、一つ大事な、重要な人事でありますので、質問させていただきたいと思います。

タイトルがタイトルですが、河瀬副町長、一応来年の4年の3月31日ということが、一応の任期満了になるかと思いますが、間違いはないかと思いますが。副町長として、町長とコンビで、早いもので12年間ぐらい経過することになったかと思いますが。

今後のことにつきましては、横江町長が町長でいる限り頑張ってコンビを組んでいくのかどうかというような点については、現時点では私は何も分かっておりませんので、何ともそれについてどうこう言うことではないんです。

しかし、いずれにしましても、この課題につきまして、今、目の前に現職の河瀬副町長を置いて質問いたしますので、あくまで失礼のないように質問をしていきたいと思ひます。

まず、町長、私には怒られるという話がありましたので、ちょっと失礼のないようにしておきますので、失礼があったらまた指摘していただきたいと思ひます。

今回の質問の趣旨は、個人的に今の副町長がどうだとかこうだとかということではなくて、あくまで女性が行政に関わる、その必要性の面から質問していきます。ですので、気を悪くしないように、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そこで、本題ですが、今、皆さんもご承知のとおり、女性の政治参加、意思決定の場による参加ということが、ずっとこのところ長い課題になっておりますが、いまだにその数は非常に少ないわけです。非常に少なく、不十分な状態にあります。

議員に関しましては、国会はじめ地方でも、本当に議員が少ないということが、報道などでもよく取り上げられておりますけれども、そこで、議員は議員としての問題があるんですが、では、市長とか町長というのはどうなっているのだろうか。また、副市長、副町長というのはどんな状態にいるのだろうかというふうに言ってみますと、近いところで愛知県内を見ても、愛知県には副知事に女性が1人いらっしゃいます。

これは、今の太田知事が、最初の立候補で当選されたときに、公約としてこれをおっしゃってございました。太田知事に会う機会がありましたので、当時知事になってからは間もなかったものですから、私はまだ依然として女性の副知事がいませんねと、公約しましたでしょう、どうしましたかという話をした記憶があります。直接太田知事に。そうしたら、人がいないんだわというようなことを言っておりましたが、その後、東京からお呼びになったりし

て、1人置いておりますね。

県のほうはそういうことですが、市町村はどうかといいますと、名古屋市に1人女性の副知事、今、替わりましたけれども、1人女性の副知事がいらっしゃいます。しかし、この名古屋市を除いて、全ての県内の市町村では、副首長となる者は全て男性です。女性は一人もおりません。53市町村あるかと思えますけれども、もうこの世界は圧倒的な男性中心社会となっているところなんです。

そこで、この状態を改善しようということで、よその県では公募までもして女性の副を置いたり、また、女性の副だけではなくて、副として男女を置くということをしたりして、頑張っている市町村もちらほらありますね。数は少ないですけども、あります。

そういうふうに努力をしているところもあるんですが、それぞれの市町村の最終決定の場における女性の存在という観点から考えると、町特別職に女性を起用するということは、本当に大事な、重要なことではないかというふうに私は思っております。

その思いからの質問ですので、まず、最初の質問ですけども、町長は、このように政治や行政における女性参加の必要性、なぜ女性というものをそこで入れていかなきゃいけないのかというようなことについて、どのような認識でおられますかということをお聞きさせていただきます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

前提として、まず、民主主義の根幹というのは男女ありませんので、これは全ての人に平等であるべきだというふうに思っておりますし、今、中村議員のご質問のとおり、女性の方のマネジャー、サブマネジャー、これも大変必要だというふうに思います。

先般の協議会のときに、ちょっと私、訂正をして、謝らなきゃいけないのは、うちのマネジャー、女性のマネジャーは4人だと言いましたが、すみません、5人でございまして、1人忘れておりましたと。

(「課長です」の声あり)

はい。後で怒られました。今、5人の課長職、要するにマネジャーがおります。非常に広い観点から、女性の観点からいろいろアドバイスをさせていただきますし、しっかりとした考え方を持った、なかなかそこまで行き着けなかったというのも事実でありますし、中村議員からは、男女共同参画の中で、女性のマネジャーを登用したらどうなのということを言われたのもずっと記憶にはありますし、そのように皆様のご理解の中、ここまでやってくることができました。

今、副町長の話、副市長さんの話をされましたが、私、もしもそういうタイミングになれば、それは別に女性の登用というのは、僕はあつてしかるべしだというふうに、今現在では考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうですか。それは前向きな、女性でもその位置に、ポストに、別にそれはふさわしい人がいればそれでいいという考え方だと。それは、その考え方は本当に基本的な考え方ですので、これは怒ることなく、それはそうだとお話を言っておきたいんです。

そこで、今、町長の答弁では、民主主義の観点からということで、全ての人をその対象になるというようなお話がありました。

そこで、5人、今、課長職がいらっしやると。以前は全然一人もいない。全て背広を着た人たちの集まりでありましたけれども、今そういうことになっております。

大事なことは、女性を採用してそのポストにいるということは、女性それぞれの視点とか考え方とか、持っている特性の柔軟性とか、そういうことをそれぞれの職域やそれぞれの地域で生かして、初めてその存在、女性がそこにいるということの意義だというふうに思うんですが、ともすると、女性が男性というカラーの中で、例えば上が決めたことを上が決めたとおりにやればいいと。そういうことを、それだけに女性を席に置いているということは十分考えられるんです。ですから、女性の観点や、それから考え方や、あるいはまた、政策的なこと、それを生かしていくという方向の中で、どのような配慮とか、どのような前進なり、どのような環境づくりというものを具体的にしてきたのかということについて伺います。

○町長 横江淳一君

大変難しい質問でありますけれども、現実には16年町長をやらせていただきました。町民の負託を受けて、責任を持って庁議を進めている中で、先ほど言いましたように、5人の女性マネジャーが、今、蟹江町で従事しております。最終的に決定権は、当然町長にありますし、町長が全責任を取るのは当たり前であります。

私の政治観点からいきますと、まずは話合いをし、しっかりとそのセクションのマネジャー、トップに話を聞き、上から押さえつけてこうしろなんていうことは一度も言ったこともございません。確かに考え方の相違、それから年代の相違はあるかも知れませんが、それは男性・女性、全く私は考えたことはありません。

ですから、そういう意味でいけば、身近に一番いるのはうちのかみさんでありますので、かみさんとは一緒になりませんが、ただ、あまりなれ合いになっても、これは男性でもそうありますけれども、首長というのはどこまでいっても孤独な仕事であります。そんな中で、女性の感覚がちょっとでも分かるようになれば、今でも分かるつもりではしておりますけれども、なかなか中村議員に怒られるように、なかなかすみません、そこまではないかも知れませんが、女性の登用が、そういう意味でいけば、ナイーブな気持ちにもさせていただけるし、別の観点の世界をやっぴり見ることができるかも知れません。

ただ、副町長、副市長、ナンバー2となりますと、行政のトップになりますので、その下にいますマネジャーとの感覚はどうなんだろうということをご心配したときに、厳しいことがあるのかも分かりません。それだけはちょっと、まだ私自身分かりませんが、身近でいろんな会議に出ますと、女性の首長さんとお話する機会が多々あります。下水道もそうでありましたし、いろんなところで女性のマネジャーさんと、町長さん、市長さんとお話することはありますので、ああ、なかなかすばらしい人だなと、多分それは地域の皆さんが選んだ方ですから、当然のことですけれども、そういうことで、ちょっと今やっていきたいので、今、すみません、なかなかまとまりのつかない話ですけれども、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

男性もちろんそうなんですけれども、今日は女性のことをテーマにしていますので、女性に限ってなんですけど、やっぱり女性を登用して、そして、女性をたくさん庁舎内で存在していただくということは、その結果として、ある程度その雰囲気なりその社会なりがちょっと変わってきているなど。そういう発言力や行動力の中で、存在がそこに影響を与えているなどというような、そういう印象というのがあるかということ、現時点においては残念ながら、それを私は受け取っていないんです。どちらかといえば、男性というカラーの中で、決められた仕事を、これをしなさいとって、それをそのようにこなしているというような現状ではないかなと。もっともっと女性の皆さんが、それぞれの思いを発揮できるような環境づくりというものも大事ではないかと思うんです。

そこで、私は、そういうことをさらに前進させるためにも、女性副町長が必要であるというふうな考え方なんですけど、地域との関わりの中でも女性副町長というものが必要ではないかと思うんです。

その点からの質問をさせてもらいますが、2点目ですけれども、女性というのは、一般の地域の女性の話ですけれども、その女性たちというのは地域の生活者として非常に地域に根差しておりますので、この方々というのは周辺の人との付き合いが非常に多くて、ネットワークをつくるのがうまい人が少なからずいるんです、地域の中には。そういう人たちの力をうまく利用して、それをまとめて、そういうネット的なものが町内に幾つもたくさんできるということになれば、地域社会というのがより高まっていくのではないかというふうに思われるんです。

それで、そのリード役を担ってもらう存在として、副町長だよと、副町長がそれをやりますよということで、ここにきちんとした副町長という存在が望まれるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○町長 横江淳一君

管理者であるということよりも、マネジャー、今、先ほど言いましたように、5人のマネジャーがおりますので、私の経験した中では、この5人のマネジャーと、前、全く女性のマネジャーがいなくとも、格段にもう職場が違います。これは中村議員には感じ取っていただけないかも知れませんが、これは全ての、600人、臨時の職員も入れて、会計年度付の職員も入れて感じていることだというふうに思っております。

副管理者を置けばいいというだけではなくて、男性も女性も、先ほど言いましたように、地域にしっかり密着できる方、そうでない方、それから古い町、新しい市、それによってもだいぶ違ってくると思いますので、一概に全てそれがということではないというふうに私は思います。

ただ、先ほど言いましたように、まだまだ女性の管理者が少ない地域がほとんどでありますので、やっぱりそれぞれの地域の特性というのか、成り立ちというのか、地域との関係がそうさせるのかなというふうに、今、思いますけれども、蟹江町はやっぱりその中で古い町でありますので、今まではですよ。今までは古い町でありますので、どうしてもそういう因習にとらわれやすい、そういう傾向にあったのではないかなというふうに、私自身は今現在は感じております。

でも、今後はどうかということに、これから着目をしていかなきゃいけないのかなと、こんな感じであります。

○9番 中村英子君

なかなか庁舎内に女性の課長さんが何人か増えたよということについて、庁舎内のことであり、これは重要なことですが、その活躍や存在というものが、普通の私にも、まあ私が悪いのかどうか知りませんが、届いていませんけれども、一般の町民にもあまりそのことは実感として届いていないということが、ちょっとあるのではないかなというふうに思います。そこで、私はそれを改善するための方法として、今、1つ申し上げたんです。

さらに、次の質問ですけれども、女性を取り巻く問題というのが、今、様々言われております。例えば本当に一番大事なことは子育てになりますし、また、DVの問題、貧困、虐待、高齢者の援助です。お世話をする。また、特に最近では、コロナ禍によりまして、単身女性の生活苦なんということも非常に言われているわけです。ですから、女性を取り巻く環境が、以前と違って本当に厳しくなっているということがあるんです。これはあまり目に見えないんですけれども、そういう実態があるんです。さらに、個人として抱えている問題というのが、女性の側にたくさんあります。まあ男性にもありますが、あるんです。

そこで、そのようなものに対する支援だとか、手を差し伸べるとか、そういうことがなかなか各担当でやっているかもしれないけれども、非常に支援の形が見えにくいと。

それで、そのようなところに、同性としての女性の方がそういった支援を行うことで、本当に同性ですので、その思いも分かるというところもありますから、より細やかで心の通っ

たものになるのではないかなと。

そして、その副町長となる者が、そういうことに対応しているよというようなメッセージを町民に分かりやすく出すことができれば、町民、受け取るほうが分からなければ、どんなことをやっても、やっぱり効果は半減するわけで、そのメッセージが皆さんに届くよということをやっていくことが大事じゃないかなと思うんです。それが地域社会に明るさを与えていくということになると思うので、その点から見ての副町長の存在ということは、どのように思われますか。

○町長 横江淳一君

今、中村さんがおっしゃるように、女性を取り巻く環境、今言ったDV、貧困、子育て、いろんなことで悩んでみえる方、当然あるということは十分分かっておりますし、逆に男性の抱える問題も、また意味合いが違うかも知れませんが、独り住まいの方、DV、貧困、これは変わらないというふうに私は思っております。

ただ、男女共同参画の、今、第2期をやっている中で、今、委員会があるんですが、ちょうど10人中7人の方がもう女性の方なんです、実を言いますと。非常にそういう意味でいけば、女性の細やかな気持ち、それから男女共同参画に対する気持ち、これが非常にマッチングして、我々にとっては、まあ大学教授も入ってございませけれども、非常にありがたい情報が取れる、ディベートができるという、今現在そういう状況にもなっておりますので、まだまだすみません、武骨な僕でありますので、まだそのところは分からないかも知れません。ただ、女性のナイーブさが、そういう委員会にもしっかり発揮していただいているなど、今、こんな気持ちでありますので、結論としては、まだどうだということはありません。

ただ、もう一つ提案として、ちょっと話が違うかも知れませんが、これは大きな町に限られることではありますけれども、副市長さん、副町長さん、2人制を取ってみるところがあります。これは、その地域の財政状況によって違うと思えますけれども、ある意味地域のことは、そこで生まれた、そこで育った、そのコミュニティをしっかりと理解している方がなれば、そして、行政にたけた、国・県とのパイプをしっかりと持ってコミュニケーションができる人をもう一人置くと、こういう二刀流という町も中にあるわけでありませ。ただ、蟹江町の場合は、それが当てはまるかどうかは分かりませ。そこで、1人は女性、1人は男性という考え方もあるのではないのかな。

もう一つ言うと、女性町長、女性市長、これはもう私が言うまでもなく、町民、市民が選ぶことでありますので、軽々に言うことはできませんが、そういう方法もあるということ、今現在思っているわけでありませ。

○9番 中村英子君

2人制にしたらどうかというのは、この後の質問にあったわけですが、今、町長が

答弁したように、プランの策定において、10人中7人も女性に来てもらっているよと、そういう中で策定しているよという話なんですけれども、私、町というのは、本当にいろんなプランをつくって、私も前に、こんなプランをつくってお金をかけてどうするんだという話をしておったことがありますけれども、たくさんプランをつくります。プランも別になくてもいいというわけではないんですけれども、しかし、そのプランと現実の町民の間には、かなりの乖離があるということなんです。距離が遠いんですよ。

だって、男女共同参画プランの存在を知っている人は何人いますかというアンケート調査をしたって、ものすごい少ないですよ。町長はそうやっておっしゃいますけれども、この男女参画のプランを知っている人なんて、もうごくごく少数ですよ。

ですから、私はその乖離を埋めるためにどうすればいいかという話で、そこで女性町長というのは、男女共同参画プランの策定の実効性を高めるという面でも司令塔になっていただいて、それを広めていただくという必要かな。つまり、私は乖離を埋めるためにどうすればいいかという話をしておりますので、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

男女共同参画の策定のことを町民の皆さんが知らないというのは、これは私ども行政の責任であるというふうに思います。

ただ、残念ながら、本当にいろんな方とお話をする中で、自分に関係することに対しては非常に皆さん興味をお持ちなんです。誰でもそうかも分かりません。あまり自分とは関わりのない、薄いものについては興味を示されません。これは人間の常であります。そういう意味でいけば、男女共同参画をやって、こういうものを出しますよということをしっかりと周知する必要があります。これはもう反省でありますので、まだまだ今、策定中でありますから、しっかりとそこはやっていきたいというふうに思います。

ただ、中村議員がおっしゃるように、女性が頭で、それに従って、いろんなパターンが僕はあると思いますので、今ここで何がいいかということと言われると、ちょっとなかなか答えを持っていないのが事実であります。

○9番 中村英子君

今、男女参画共同プランの取り組みのことについてお話があったので、申し上げますけれども、男女共同参画の取り組みに関する満足度、今度の第5次の総合計画でアンケート調査をしていないようなんですけれども、以前、第4次ときの男女共同参画の取り組みに対する満足度は7.3%ですよ。非常にこれは張り合いのない数字。張り合いがないですよ。実際にどれだけの労力とお金を使ってやっていますか。非常に張り合いのない数字なんです。

ですから、これがそれぞれの関心度によるから、これでいいという話にはならないんです。やっぱりせっかくやったものをきちんと町民の側に届けて、少しでもその恩恵にあずかれることができるという人をつくらなければ、やったことの効果というのはもう半減しちゃうわ

けですよ。半減するどころか、ないに等しいになってくるので、そのところを埋めるためにも、そういう司令塔というものはっきりとつくって、そして発信していくと、そういうことが大事ではないかということを私は申し上げております。

次の質問ですが、仮に、町長は今、男女誰でも、どんな人でもふさわしい人がおれば、すぐに採用していきたいようなお話がありました。そして、庁内にもその5名の方がいらっしゃるという話がありました。

しかし、現実問題、女性職員というのは、前ですけれども、昇進のための試験を受けたがらないという時代も長くありました。そして、昇進したくないという女性職員が多いというふうに、これはもうずっと前から聞いているんですけれども、もちろんこの人たちには家庭もありまして、夫もいまして、子どもの世話をして、その上役所で仕事をして、さらに管理職なんて、そんな責任のあることをやりたくない。そういうふうに思っている人がかなり多いのではないかと、そういうふうに私は思うんです。

だから、今、5人そういう人がいますよということで、増えて実際にはいいんですけれども、しかし、この方々の思っている日常的な厳しさというようなものは、私はあるのではないかと、そういうふうに思うんです。

ですから、町長が女性を採用してもいいんだよと言ったとしても、庁舎の土壌の中にそういうものがなければ、それはなかなか実行することができない。庁舎の土壌の中にそういうものがちゃんと芽生えているよと、そういうことに手を挙げるような、応えていけるような人もいるような職場環境になっているのかどうか。そのことについても、私はちょっと現状を心配しているといえますか、どうなんだろうというふうに思わざるを得ません。

ですから、そこについての町長の所見があればおっしゃっていただければいいし、もしそういうことであるなら、外部からの起用ということも一つの考え方です。必ず外部からやれということではありませんが、外部から起用していくと。新しい感覚を入れていくと、多少摩擦はあるかもしれませんが、何とかそういうものを入れて雰囲気を変えていくと、そういうことも一つのアイデアではないかなというふうに思いますけれども、そういった手法ですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

ありがとうございます。

先ほどの5人のマネジャーをあえて申し上げますが、かつてはそういう風潮があったように聞いております。中村議員も大変議員歴が長いわけでありますので、多分そういう時代のことを、今、おっしゃってみえると思いますが、もう今は全く違います。特に5人のマネジャーに関しては、しっかりとした意欲がありますし、当然昇進試験を受けたくないとかそんなことは全くございませんし、実際に前向きにしっかりと行政を引っ張っていただけるマネジャーだというふうに確信しておりますので、それだけはよろしくお願ひしたいと思

います。

外部からのという話があるんですが、ご存じだと思います。飛島村が、新たな村長さんが、もう1年ちょっとになりますけれども、決まりまして、副村長さんを、外部の民間の方から招集をされました。我々もしっかり注視をしていきたいなというふうに思っておりますが、その手も一つかなというふうには、それは思います。ただ、私自身がいつまでやるかということに関して、それもありますから、相対的に考えながら、この蟹江町にとって何が一番いいのかな。議員各位にも当然議決をいただくことでありますので、そのことについては慎重に考えていかなきゃいけない。その時期が来ればの話であります。

外部導入については、新しいことかも分かりませんが、非常にリスクが伴うことでも、当蟹江町で言えばリスクが伴うことであるのかなと、今の時点では考えています。

飛島村さん、自治体規模が非常に小さいということと、やっぱり金銭的な、非常にそういう感じでありますので、我々とはちょっと違うシチュエーションの自治体でありますから、ちょっとしっかりとそこを見ていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

それは、町長の答弁が現場とマッチしているのか、一致しているのかどうかということについては、私、今、ちょっと何とも言えませんが、でも、今、今日の町長の答弁によりますと、じゃ、この方々も部長になり、そしてまた、あるいはまた副町長になっていくというような女性が、それは必ずしも今断る人ばかりじゃないと、もうやめてくださいという人ばかりではないと、そういうふうに認識しているということですか。それはちょっとどうでしょうかね。

まあそれはそれですが、今、町長、これは今の町長の話ですと、時間がかかっちゃうんですよね。それで、私は、もう町長、5回目の町長なんですよね。新人じゃないんですよね。ですので、新人だとなかなかそういうことをやりにくいんです。反発があることがあるんです。新人の首長がやると。

広島県のある市ですけれども、これは、広島県の市で公募をしたんです。女性副町長の公募をした。知っている人はいるかもしれませんが、公募をしました。4,000人を超える応募があったと。信じられない。まあすごい応募があるものだなと。4,000人を超える応募がありました。だけれども、それを議会が否決しました。何でかといったら、首長と議会と対立しそうという、これは、何という、そういうことは、何か議員が居眠りをしておって、それを市長がとがめたとか、とがめんとか、そういうようなレベルの問題で、そういうことがあったことがあります。しかし、4,000人も応募して、その中から1人副を選ぶなんて、これも大変なことだなというふうに思うんですよ。やる気のある民間の人は十分いて、そんなこともあるんだなと思って、改めて感心したんですけれども、そういうようなところもあ

ります。

それで、新人の首長がやるということは、なかなかこれは、ちょっと難しい面もあるんです。世間では、多選の首長はいけないという批判があることもあるんですが、それは私も分かるんです。ちょっとワンマンになりやすいし、いろんなことを一方的に言って、おまえやれみたいな、人の意見は聞くなみたいな感じになりやすいんです、一般的には。だから、その多選はいけないという考えも分かるんですけども、ただ、多選ができることとしては、そういった、今言ったようなことを先送りするのではなくて、早急に形をつくっていくということができないのではないかなというふうに、私は思うんですよね。

そこで、さっき町長も答弁しましたが、河瀬さんについては、どのようなことを考えているか分からないので、ちょっと失礼になるかもしれませんが、この2人体制ということですが。2人体制ということ、従来の頭の中で、固定観念の中で考えますと、何を言っているの、副町長は1人で当たり前じゃない。男の人がやるのが当たり前じゃないという流れの中でやっているんですけども、これを2人体制ということもできないことではないですよ。女性職員も、今は臨時とは言いませんけれども、臨時の方を含めれば非常に多いわけなんですよ。

ですから、その辺のところ、私は時を待たず、来年度あたりにちゃんとそういう体制を考えて、一番大事なことは、町内にいる女性に対してちゃんとメッセージを送り、その人たちに手を差し伸べることができる。そして、また、地域の間関係、町長の言う地域力を、そういう女性の存在によってより広げ、より強固なものにしていくと。そのことが、ここに住んでいる町民の皆さんにとっていいことにつながるのではないかと。その半分の部分を、女性の副町長に担ってもらおう。

また、あるいはハード面については、男性も強いわけですし、男性の副町長というのは最後の事務職なんですから、庁舎内の全てのことを知っているわけで、そのような役割分担の中で、町の中のそういう様々な問題に、複数の問題にきめ細かく対応すると、そういうことを先送りせず、来年の4月、3月31日ですので、そこで河瀬さんと併せてでもいいし、そうでないのもいいんですけども、そういう体制をつくれれば、それを本当に町民に対して、ああ、町も変わったんだなと、そして、いろんなことを期待できるんだなという状況をつくることができ、それは町民にとって本当にいいことにつながっていくのではないかと思います。

ですから、町長、先のことではない。あなたは今、5選目になったからこそできるという仕事なんですよ。そのことをちょっともう少ししっかりと考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

大変答弁しづらいご質問というのか、ご意見、伺っておきたいと思います。

町長の専決事項、そして、議決していただく議員の皆様方にしっかりご説明する 때가来れば、またご提案をさせていただくことがあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、いろんな方法で副町長、副市長は選ばれるというふうに私自身は思っております。皆さんの合意を得られるような、そんな人選ができればいいのかなと、今現在ではそう思っております。

男女共同参画も含めて、まだまだ周知できない部分があると思っております。私も5選という、本当に蟹江町史にとって初めてこの長い町長をやらせていただきます。決してエゴイズムを前面に出すようなことは、私自身はしていないつもりですが、最終的に決定をしなきゃいけないときには、若干そういうところが出るかも知れませんが、いつも申しておりますように、全責任は町長にあるわけでありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番 中村英子君

繰り返しになりますけれども、副町長という職は、従来事務方のトップというような言われ方をされております。ですから、この職に就く人は経験しています。庁舎内の様々な部や課を経験しています。経験して、庁舎内のことには、もう本当に詳しいわけですよ。辞書みたいに詳しいわけ。そういう事務方のトップがついていると、それは本当に大事なことで、当然のことです。

私が今、言っているのは、しかし、その半分まではいいんですけども、その半分の職員もまた女性ですよということも、また申し上げたいわけなんです。ですから、そこの部分を見落とさないでいただけませんかということなんです。

それからもう一つは、地域の人、地域力という話なんですけど、今も言いましたように、地域の様々な問題というのが、かなり放置されているという言い方はちょっと極端かもしれませんが、もう少し地域というものをよくしていくという努力を、今、私、蟹江町はしなきゃいけないと、そういうふうに思っているんです。

町の仕事で何が簡単かということ、失礼かもしれないけれども、建物を建てたりするということは本当に簡単なほうなんですよね。それは非常にハードなことですので。ですけども、人間関係や地域力をよくしていくということはソフトのことですので、一日二日でもできず、そして、またそれを、リーダーシップを取って束ねていく人がなければ、なかなかそれは前に進むことができないんですよ。

その2つの問題を解決するためには、やっぱり女性をその場に置いていかなきゃいけないと、そういう仕事をしてもらおうと。その3点を大事にしたいなというふうに思うんです。

町長も昔は地域力、地域力と言っていたこともありますが、今は、最近は言いませんので、そこをどう思っているか分かりません。

それと、なぜ私、それを今、言うかということ、以前にも質問いたしましたが、総合計画を策定するときに、様々なアンケート調査をいたしますが、そのアンケート調査の中に満足度

調査というのがあります。あなたは何々に満足していますか、何々に満足していますかというふうな、満足度調査というのがありますよね。以前に総合計画のときにも指摘させてもらいましたけれども、様々な町の施策に対する満足度調査というのは、現実、下がっているんです。そのときも私は言いました。それを認識しているかどうか分かりませんが、下がっております。アンケート調査というのは、そのときそのときでいろいろ変化もあることではあります。しかし、同じようなアンケートを同じようにしていければ、大体その結果も同じようなことが出てくると思うんです。

例えば、地域における子育て支援に関する満足度、平成4年度のとき32.8%ありました。しかし、それが平成、今度の第5次の総合計画の10年先に向けての数字、26%。これ、10年前に32.8%。今度は26%が出発点。

保育サービスなど児童福祉に関する満足度、これが、非常にこれも10年前に82%もあった。第5次の出発時点は51.6%ですよ。

次、高齢者福祉サービスに対する満足度、10年前には24.7%。今、これ、アンケートしていません。実施していない。

障害者が生活しやすい環境に対する満足度、10年前で9%。今は調査していない。

住民同士の支え合い、地域福祉活動に対する満足度、10年前が29.6%。第5次をスタートする時点24%。

町政への住民参加・参画に関する満足度、10年前で16.7%、今回調査していない。

さっきも言いましたように、男女共同参画の取り組みに対する満足度、10年前で7.3%、今回9.6%にしております。これは10年前ですけれども、ちょっと調査の仕方が分かりませんが、こういうふうに住民が蟹江町に思っている様々な施策の満足度は、数字の上でも10年前よりばっと下がっているということをお願いいたします。

そういう現状の中で、やっぱりここに力を入れていかないと、住んでいる人がここをいいと思ってくれないわけです。

ですから、女性副町長という一つの司令塔、また、特別職、政策決定の場において、きちんとそのことをケアしていきなり、そこに仕事をしていくという体制をつくる。このことが大変必要でありますよと、そのことをしっかり申し上げまして、それをきちんと胸に入れていただいて、この施策を来年の4月には何とか形にできますようにということをお話し申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で中村英子さんの質問を終わります。

ちょっとお諮りしたいと思うんですけれども、山岸美登利さん、これから2問あるということで、時間内にちょっと無理かなと思うんですが、本日の会議はこの程度にとどめまして、延会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご異議なしと認めまして、したがいまして本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもって延会させていただきます。

(午後4時17分)